

令和5年度
十和田市の農林水産業



十和田市農林高工部

令和5年7月28日発行

表紙写真 十和田湖水たんけんたい

(主催：奥瀬堰土地改良区)

中山間ふるさと・水と土保全対策事業の啓蒙活動の一環として、法奥小学校・沢田小学校の4年生22名を対象に奥瀬堰土地改良区の水排水路等施設の郊外学習を実施しました。

目 次

I	十和田市の概要	1
II	十和田市の農業の概要	2
1	市の人口と農家戸数	2
2	市の面積と耕地面積（4月1日時点）	2
3	主要作物作付面積	2
4	農業産出額	3
5	十和田市の農業早わかり	4
III	十和田市の取組について	6
1	「十和田市食と農の推進条例」の概要	6
2	「十和田市食と農の推進条例」に沿った計画・事業	7
IV	農業の振興	10
1	農業の変遷	10
2	農業・農村の多面的機能の維持・整備について	10
(1)	多面的機能支払交付金	10
(2)	中山間地域等直接支払交付金	12
3	担い手の育成・確保について	12
(1)	認定農業者の確保	12
(2)	農業の担い手について	13
(3)	人・農地プランの策定	14
(4)	新規就農者の育成・確保のための取組	17
(5)	新規就農者農業機械等導入支援事業	18
(6)	新規認定農業者支援事業	19
(7)	農業用ドローンオペレーター育成支援事業	19
(8)	農業用ドローン購入支援事業	20
(9)	スマート農業通信料支援事業	20
(10)	青森県立三本木農業高等学校・三本木農業恵拓高等学校での スマート農業実習	21
(11)	市民ふれあい農園の開設	22
4	経営基盤の強化について	23
(1)	担い手確保・経営強化支援事業、強い農業・担い手づくり総合 支援事業（国事業）	23
(2)	野菜等産地力強化支援事業（県事業）	24
(3)	環境保全型農業直接支払対策事業（国事業）	24
(4)	青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画	25
(5)	米の生産調整対策の変遷	25
(6)	経営所得安定対策	26
(7)	おいしい十和田野菜の健康な土づくり事業	29

目 次

5	農村整備について	30
(1)	経営体育成基盤整備事業（赤石地区ほ場整備）	30
(2)	農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業 四和ダム地区）	31
(3)	農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業 沢田地区）	32
(4)	農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業 妙端地区）	33
(5)	農地整備事業（通作条件整備事業 十和田南部地区）	34
(6)	かんがい排水事業（指久保ダム維持管理事業）	35
(7)	基幹施設管理体制整備事業	36
(8)	基幹水利施設管理事業（相坂川左岸地区）	37

V 畜産の振興

1	畜産の変遷	38
2	畜産振興対策	38
3	十和田市酪農・肉用牛生産近代化計画	39
(1)	高齢者等肉用牛導入事業基金	40
(2)	肉用牛主産地づくり事業	40
(3)	スマート畜産導入支援事業	42
(4)	繁殖雌牛に係る振興方針	43
3	畜種別家畜飼養頭数	44
(1)	肉用牛	44
(2)	乳用牛	49
(3)	養豚	50
(4)	馬	51
(5)	鶏	52

VI 林業の振興

1	十和田市の林業・木材産業の現状と今後の動向	53
2	十和田市森林整備計画	53
(1)	伐採および伐採後の造林の届出制度	54
(2)	森林の土地の所有者届出制度	54
(3)	施業の勧告（要間伐森林制度）	54
3	市有林整備事業	54
4	林業振興対策	55
(1)	森林経営管理制度	55
(2)	森林経営計画	56
(3)	十和田市森林整備事業補助金	57
(4)	森林環境譲与税	58
5	十和田市の森林の現況	59
(1)	民有林（公有林及び私有林）の現況	59
(2)	国有林の現況	60
6	十和田市の林道	61

目 次

(1) 十和田市の林道一覧	61
(2) 林道施設の長寿命化について	63
VII 鳥獣被害対策	66
1 鳥獣被害対策	66
(1) 有害鳥獣対策事業	67
(2) 有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業	69
VIII 水産業の振興	71
1 水産業の変遷	71
2 水産振興対策	71
(1) 内水面漁業振興対策事業	71
IX とわだ産品の販売推進	74
1 新規販路の開拓	74
(1) 物産展・商談会出展	74
(2) 産地招へい事業	74
(3) 首都圏飲食店等への販路拡大	74
2 とわだ産品の創出・地産地消の推進	75
(1) 主要な農産物の販売	75
(2) とわだの逸品開発事業	75
(3) 学校給食への十和田産食材提供	76
(4) 産地直売施設との連携強化	76
(5) 農商工連携・6次産業化促進支援事業	76
3 情報戦略の展開	76
(1) インターネットによる情報発信	76
(2) サンプル食材提供	77
(3) 各種イベント参加	77
(4) 全国メディア露出	77
4 グリーンツーリズムの推進	78
X その他の活動	79
1 食と農に関する情報発信	79
XI 農林商工部の事務分掌	80

十和田市の概要



第31回十和田市伝統芸能まつり

(開催日：令和5年2月12日(日) 開催場所：市民文化センター)

3年ぶりに開催された伝統芸能まつりでは、歴史と文化の継承のため、市内に伝わる県・市指定文化財の伝統芸能（神楽、獅子舞、駒踊、鶏舞）が披露されました。

I 十和田市の概要

秀峰八甲田の裾野に拓けた十和田市は、神秘の湖「十和田湖」、千変万化の美しい流れを織りなす「奥入瀬溪流」、近代都市計画のルーツといわれ整然と区画された美しい街並みなど、豊かな自然と近代的な都市機能が調和した美しいまちです。

総面積 72,565ha、青森県第3位の面積を持ち県南地方内陸部に位置する当市は、奥入瀬川を始めとする多くの河川や、奥入瀬川から上水した人工河川「稻生川」が潤す田園と都市機能を有する地域から形成されています。

また、市の西部にある八甲田山系や十和田湖、奥入瀬溪流は十和田八幡平国立公園に指定されており、観光地として豊かで美しい自然を満喫できるほか、市内を流れる稻生川は、平成26年に国際かんがい排水委員会により「かんがい施設遺産」に登録されており、春の桜に代表される官庁街通りは、昭和61年に「日本の道・百選」に選ばれ、その後も「手づくり郷土賞」「都市景観大賞」などを受賞しています。

気候は、太平洋側に位置しているため、年間を通じて降水量が少なく比較的穏やかで、冬期の積雪も少ないですが、西部の山岳部は特別豪雪地帯に指定されており、6～7月には冷たい偏東風（ヤマセ）が吹き、農作物に悪影響を及ぼすことがあります。

市では、平成29年度に総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための指針となる「第2次十和田市総合計画」を策定し「～わたしたちが創る～希望と活力あふれる十和田」を将来都市像に掲げています。

本計画は、市民一人ひとりがまちの強みの強化や弱みの克服に一丸となって取り組み、次世代に誇りと自信を持って継承することができる、未来への希望に満ちた十和田市の確立を目的とし、新しいまちづくりの目標や、その実現に向けた施策の基本的な方向を示しています。これを実現するため、現在、当計画に基づく各種事業を展開しているところです。



令和2年6月に完成した市役所新庁舎

十和田市の農業の概要



2022年秋の褒賞の「黄綬褒章」を受賞した漆畑善次郎氏（下段左から2人目）

生産元直売店「焼肉牛楽館」の立ち上げや、にんにくや津軽海峡の塩などの飼料を与えながら肉質改善を行ったことを評されたことによる2度の農林水産大臣賞の受賞など地産地消を促し、地元畜産業をけん引した功績が認められ、「黄綬褒章」を受賞しました。

※黄綬褒章（おうじゅほうしょう）

農業、商業、工業の業務に精励し、他の模範となるような技術や事業を有する方に贈られます。

Ⅱ 十和田市の農業の概要

1 市の人口と農家戸数

年度	人口 (人)	世帯数 (戸)	総農家 (戸)	自給的 農家 (戸)	販 売 農 家 (戸)			
					専業	第1種 兼業	第2種 兼業	
H17	68,359	25,262	3,586	338	3,248	628	770	1,850
H22	66,110	25,554	3,189	480	2,709	761	554	1,394
H27	63,429	25,487	2,729	486	2,243	719	457	1,067
R2	60,345	27,871	2,307	442	1,865	※	※	※

参考：総務省統計局「国勢調査（17～27年）」、令和3年度版十和田市データブック、
2020農林業センサス

※2020農林業センサスでは販売農家の内訳を算出しておりません

2 市の面積と耕地面積（4月1日時点）

（単位：ha）

年度	市の面積	耕地種類別面積				
		水田	普通畑	樹園地	牧草地	計
H30	72,565	8,902.9	2,984.8	21.1	860.7	12,769.5
R1	72,565	8,884.5	2,891.4	21.2	860.8	12,657.9
R2	72,565	8,899.8	3,135.0	21.0	933.5	12,989.3
R3	72,565	8,888.0	3,140.3	21.0	933.5	12,982.8
R4	72,565	8,856.8	3,131.4	20.9	933.5	12,942.6

参考：令和4年版十和田市データブック、十和田市農地台帳（農業委員会調べ）

3 主要作物作付面積

（単位：ha）

年度	主食用米	にんにく	ながいも	ごぼう	ねぎ	大豆
H30	3,440	372	209	285	115	332
R1	3,303	390	215	296	110	305
R2	3,293	406	234	271	106	311
R3	2,728	394	230	306	107	311
R4	2,553	403	228	290	103	341

参考：上北地域県民局「令和4年度普及指導のまとめ」

4 農業産出額

農業産出額とは

年内に生産された農作物総量（自家消費分も含む）から、種子及び飼料などの中間生産物を控除した各農産物数量に、農家の販売価格（農家受取価格）を乗じて算出したものです。

○青森県の農業産出額

（単位：千万円）

年	合計	米	野菜	果実	畜産	その他
H29	31,030	5,130	7,800	7,900	9,150	1,050
H30	32,220	5,530	8,360	8,280	9,050	1,000
R1	31,380	5,620	6,420	9,140	8,850	1,350
R2	32,620	5,480	8,210	9,060	8,830	1,040
R3	32,770	3,890	7,530	10,940	9,470	940

参考：農林水産省「生産農業所得統計」

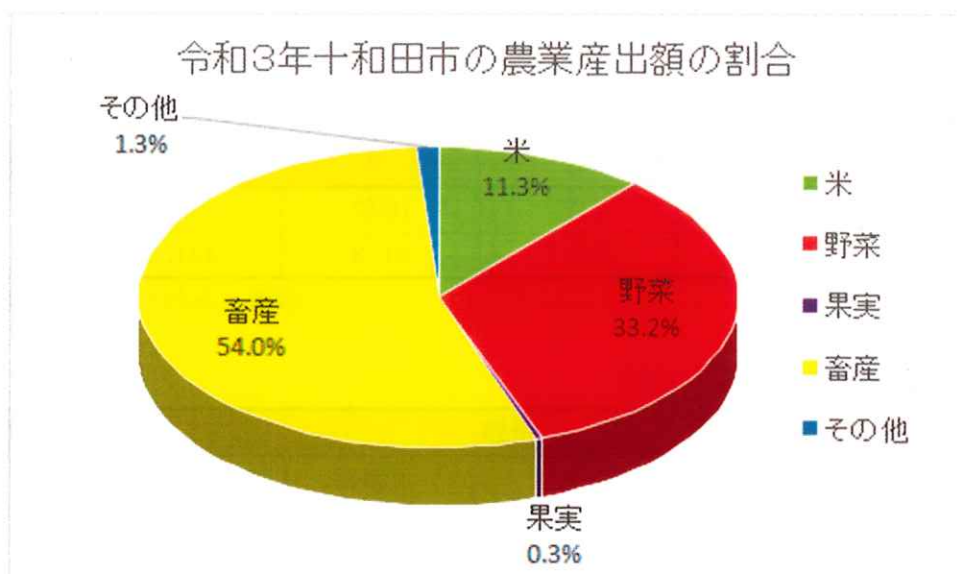
○十和田市の農業産出額

（単位：千万円）

年	合計	米	野菜	果実	畜産	その他
H29	2,442	375	888	7	1,132	40
H30	2,465	428	916	8	1,077	36
R1	2,599	449	719	7	1,386	38
R2	2,672	413	873	7	1,345	34
R3	2,548	287	845	8	1,375	33

参考：農林水産省「生産農業所得統計」

※その他には、麦類、豆類、いも類等が含まれます。



※比率については、区分ごとに四捨五入しているため、合計値が100%を超える可能性があります。

5 十和田市の農業早わかり

①十和田市の農業産出額（令和3年）

農業産出額	順位（東北）
2,548 千万円	6 位

参考：東北農政局「令和3年 市町村別農業産出額（推計）（東北）」

○うち上位部門の産出額（単位：千万円）

順位	部門	産出額
第1位	豚	905
第2位	野菜	845
第3位	肉用牛	384

参考：東北農政局「令和3年 市町村別農業産出額（推計）（東北）」

②上北管内の農業生産額（令和3年）

○上北管内の農業生産額の内訳（単位：千万円）

合計	米	野菜	果実	畜産	その他
10,064	634	4,299	32	4,844	255

参考：農林水産省「生産農業所得統計」

③農地の集積・集約の状況（令和4年度）

○集積・集約の状況

区分	集積面積	全耕地面積	集積率
面積・割合	7,400ha	12,300ha	60.2%

農林畜産課調べ

○農地中間管理機構利用実績

平成26年度から令和4年度までの累積では県内2位（1,330.7ha）となります。

年度	H30	R1	R2	R3	R4
順位	2位	2位	10位	5位	3位
面積（ha）	215.4	200.7	81.8	131.4	139.1

参考：あおもり農業支援センター

④市内集落営農法人（令和4年度）

集落営農法人数	人数	面積	法人名（設立順）
11	292	431.3ha	赤沼、中矢、四葉、羽立、サクラ、向切田、下切田、とよら、六日町、いずみだ、高清水

農林畜産課調べ

⑤ 6次産業化、総合化事業計画認定数（令和4年度）

認定数	事業者名
6	赤沼営農組合、おいらせ大地、農楽郷 hibiki、漆畑畜産、小笠原農園、グリーンソウル

とわだ産品販売戦略課調べ

⑥ 野菜等順位（上北管内）（令和4年度）

区分	面積	順位
主食用米	2,553ha	1位
にんにく	403ha	1位
ながいも	228ha	2位
ごぼう	290ha	2位
ねぎ	103ha	1位
大豆	341ha	1位

参考：上北地域県民局「令和4年度普及指導のまとめ」

⑦ 農業経営体数の状況（令和2年）

		農業経営体		
		個人経営	団体経営	
			法人経営	
十和田市	1,933	1,867	66	62
上北地域	5,735	5,182	193	186
青森県	29,022	28,232	790	646

参考：2020 農林業センサス

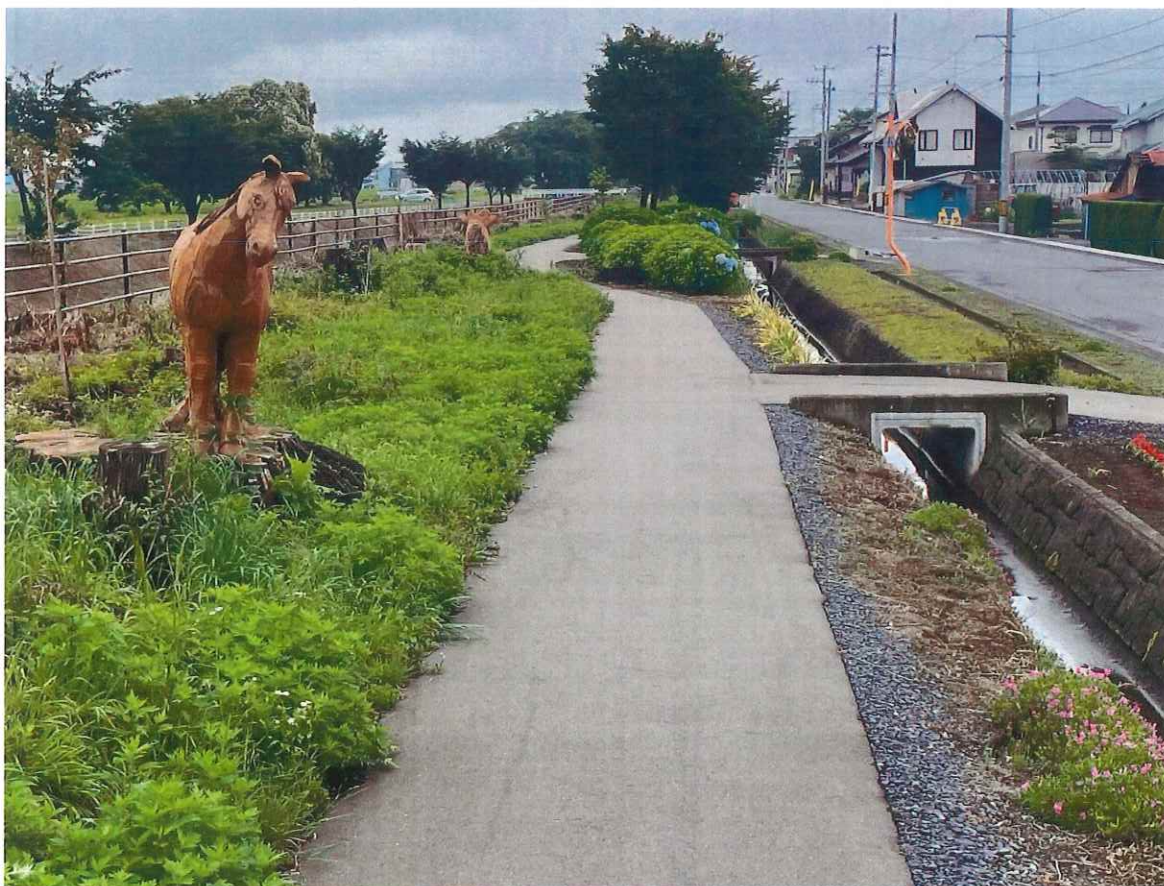
※2020 農林業センサスでは販売農家の内訳を算出しておりません

⑧ 過去の販売農家数の状況（平成27年）

		販売農家数		
		専業	第1種兼業	第2種兼業
十和田市	2,243	719	457	1,067
上北地域	6,704	2,267	1,405	3,032
青森県	34,866	13,309	7,341	14,216

参考：2015 農林業センサス

十和田市の取組について



稲生川ふれあい公園の遊歩道
令和2年度から老朽化した遊歩道の舗装を補修しています。

Ⅲ 十和田市の取組について

1 「十和田市食と農の推進条例」の概要

平成 29 年 3 月に当市の食料、農業及び農村（以下「食と農」）についての基本理念を定め、農業者、農業団体、事業者、市民及び市の役割を明らかにすることにより、当市の食と農が持続的に発展し、豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とした「十和田市食と農の推進条例」が制定されました。

これにより、豊かで魅力ある農業と元気で活力のある農村を次世代へ引き継ぐとともに、食と農を通じて市民の安全で安心な生活の実現を目指します。

○「十和田市食と農の推進条例」のイメージ

基本理念

【食料】食料は、将来にわたってその信頼が確保されるとともに、消費の拡大が図られることを目指します。

【農業】農業は、環境と調和した持続的な発展が図られることを目指します。

【農村】農村は、市民生活及び地域活動の場であるとともに、自然と人が共生する場として保全されることを目指します。

役割

【農業者】

安全で安心な農産物を安定的に生産及び出荷し、農業の振興及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めます。

【農業者団体】

基本理念の実現に向けて取り組むとともに、市の事業に協力するよう努めます。

【事業者】

当市で生産された農産物等の積極的な活用と消費拡大につながるよう努めます。

【市民】

当市で生産された農産物等の積極的な消費に努めます。

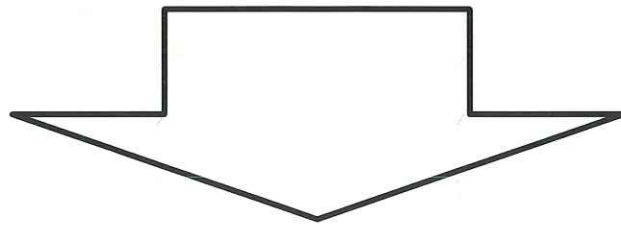
【市】

基本的な方針
7項目

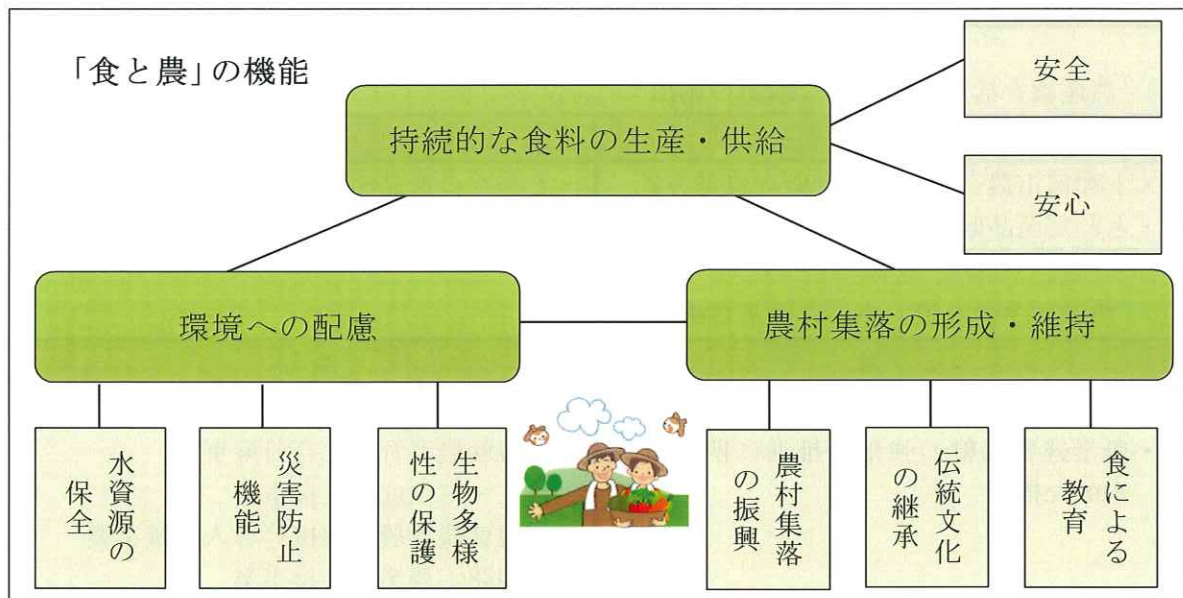
- ①安全で安心な農産物等の安定的な生産及び供給
- ②収益性の高い農業の確立
- ③農産物等の販売及び消費の拡大
- ④食と農を通じた教育
- ⑤農産物を活用した新たな取組の創出
- ⑥農業の多様な担い手の育成及び確保
- ⑦農村の多面的機能の維持及び発揮



前ページより



- ・食と農が市民生活に果たしている役割の重要性の理解
- ・食と農を通じた市民の安全で安心な生活の実現
- ・農業の振興及び農村の活性化
- ・豊かで魅力ある農業と元気で活力のある農村の継承



2 「十和田市食と農の推進条例」に沿った計画・事業

農林商工部では、市の基本的な方針7項目について、次の計画を定め、各種事業を実施しています。

① 安全で安心な農産物等の安定的な生産及び供給

計画	事業
<ul style="list-style-type: none"> ・十和田市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン ・青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策 ・おいしい十和田野菜の健康な土づくり事業 ・環境保全型農業直接支払対策事業

② 収益性の高い農業の確立

計画	事業
・十和田市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン	・野菜等産地力強化支援事業

③ 農産物等の販売及び消費の拡大

計画	事業
・十和田市農畜産物等総合販売推進方針 ・とわだ産品販売戦略実践プラン	・地域内連携による6次産業化の推進 ・十和田ブランドの定着 ・とわだ産品情報発信

④ 食と農を通じた教育

計画	事業
・第3次十和田市食育・地産地消推進計画	・地産地消の推進

⑤ 農産物を活用した新たな取組の創出

計画	事業
・十和田市農畜産物等総合販売推進方針 ・とわだ産品販売戦略実践プラン	・とわだの逸品開発

⑥ 農業の多様な担い手の育成及び確保

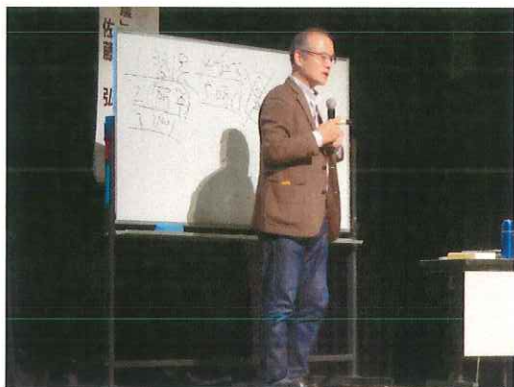
計画	事業
・人・農地プラン ・農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想	・農業人材力強化総合支援事業 ・新規就農者育成総合対策事業 ・移住・定住就農支援事業 ・新規就農者農業機械等導入支援事業 ・新規認定農業者支援事業 ・担い手確保・経営強化支援事業 ・機構集積協力金交付事業

⑦ 農村の多面的機能の維持及び確保

計画	事業
・十和田市農業の有する多面的機能の発揮の推進に関する計画 ・十和田市田園環境整備マスタープラン	・中山間地域等直接支払交付金 ・多面的機能支払交付金

○「食と農」安全・安心推進事業 事例①

市民を対象に食の安全・安心に関する講演会を「とわだ市民カレッジ」とタイアップし共催しました。令和4年度は、佐藤 弘 氏を講師に迎え、「食卓の向こう側 ～これからの「食」と「農」を考える～」をテーマにお話ししていただきました。



令和4年11月17日開催 「食と農」安全・安心推進に関する講演会

○「食と農」安全・安心推進事業 事例②

学校給食の地産地消率向上を目指し、十和田おいらせ農業協同組合、おいらせ農業協同組合、六戸町(産業課、教育委員会 教育課)、十和田・六戸学校給食センターと連携し、地元産食材を買い上げ、学校給食へ提供しました。

○「食と農」安全・安心推進事業の実績 (令和4年度)

(単位：kg)

品目	産地	数量
にんじん	六戸町	576
長ねぎ	十和田市	225
ながいも	十和田市	4,097
豚肉	十和田市	2,003
鶏卵	十和田市	1,441
きゅうり	十和田市	253
大根	十和田市	2,963
キャベツ	十和田市	716
白菜	十和田市	562

とわだ産品販売戦略課調べ

農業の振興



令和4年度農山漁村女性活躍表彰で最優秀賞の
農林水産大臣賞を受賞した野崎さち子氏（令和5年3月10日）

自家生産物を活かした漬物や味噌などの加工や郷土料理の技術習得・伝承を行いながら、米を主とした農産加工品を提供するとともに、農アイスの商品化にも携わるなどといった活動が食文化の伝承や地域の活性化につながると認められ、女性地域社会参画部門の最優秀賞である「農林水産大臣賞」を受賞しました。

※青森県の推薦者が最優秀賞を受賞したのは12年ぶりです。

IV 農業の振興

1 農業の変遷

農業は、戦後の経済発展と食糧増産政策のもと、開田等により米を中心とした食糧供給が飛躍的に進展してきました。

当市においても、三本木原野開拓をはじめ、戦後の開田ブームとともに、畑地、原野や山林等が水田へと姿を変え、稲作を中心に畜産を組み合わせた複合経営により発展を遂げてきました。

しかしながら、全国的な米生産量の増加と反比例するかのように、食生活の大きな変化により米の消費が減少し続け、米余りの状況から減反政策が余儀なくされました。現在では米の安定供給や食料自給率向上等を目的に、水田活用の直接支払交付金により、国全体での転作を推進しています。その影響により、当市では、冷涼な気候や広大な大地を活かした畑作への転換が進み、にんにくなどの野菜生産を組み合わせた農業経営が確立しました。しかしながら、令和4年度より、水田活用の直接支払交付金において、水張り5年間ルールや畑地化支援により交付対象水田の抜本的見直しを図っていることから、農業者の営農計画に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

現在、米の農業総生産額に占める割合は、昭和42年以降の生産過剰を背景とした生産調整の実施や米価の下落により、年々低下しています。特に令和3年度は記録的な米価下落となり、主要品種のまっしぐらの主食用米、備蓄米は1俵あたり8,000円（令和2年度は11,400円）まで下落しました。令和4年度には、まっしぐらの主食用米、備蓄米は1俵あたり9,300円となり、若干回復してはいますが、依然として米価の低迷が続いています。

一方、野菜については、作物の選定や栽培技術の確立などにより野菜振興が図られ、にんにく、ながいも、ごぼう及びねぎなどは、全国にその名が知られる主要作物として定着しています。その中でも、にんにくの作付面積は日本一となっています。

現在、当市の農業は米、野菜、畜産を組み合わせた複合型農業経営が特徴ですが、米政策の改革に伴い、今後はより転作田を活用した野菜等の生産拡大や産地間競争に勝ち抜くためのブランド力強化、新規作物の導入及び加工・販売への本格的な取り組みなどにより、農業所得の向上を図ることが急務となっています。

2 農業・農村の多面的機能の維持・整備について

(1) 多面的機能支払交付金

農業者の高齢化の進行により、集落機能が低下する中、農地・農業用排水路等の保全管理と農村環境の保全、農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図ることを目的とした地域の共同活動に交付金を交付して支援しています。

令和元年度から、農地周りの水路を長寿命化する補修または更新等の活動も支援しています。

主な要件について

- ・5年間の活動計画書を作成し、市から認定を受けた活動組織であること

○多面的機能支払交付金の交付実績

年度	区分	実施 地区数	協定面積 (ha)	交付金額 (千円)	負担区分 (千円)	
					国・県	市
H30	農地維持支払	46	3,999	119,970	89,977	29,993
	資源向上支払	29	3,053	55,627	41,720	13,907
	合 計	—	—	175,597	131,697	43,900
R1	農地維持支払	42	3,983	119,517	89,637	29,880
	資源向上支払 (共同)	30	3,149	52,249	39,187	13,062
	資源向上支払 (長寿命化)	11	1,854	68,595	51,447	17,148
	合 計	—	—	240,361	180,271	60,090
R2	農地維持支払	43	4,095	122,853	92,140	30,713
	資源向上支払 (共同)	32	3,323	54,200	40,650	13,550
	資源向上支払 (長寿命化)	16	2,132	75,335	56,501	18,834
	合 計	—	—	252,388	189,291	63,097
R3	農地維持支払	43	4,095	122,853	92,140	30,713
	資源向上支払 (共同)	32	3,323	54,200	40,650	13,550
	資源向上支払 (長寿命化)	16	2,132	63,072	47,304	15,768
	合 計	—	—	240,125	180,094	60,031
R4	農地維持支払	43	4,094	122,823	92,117	30,706
	資源向上支払 (共同)	32	3,323	54,200	40,650	13,550
	資源向上支払 (長寿命化)	16	2,132	31,968	23,976	7,992
	合 計	—	—	208,991	156,743	52,248

農林畜産課調べ

(2) 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域では、高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能の低下が懸念されることから、適切な農業生産が継続的に行われるよう、中山間地域において共同取組活動を行い、生産性向上や担い手の確保、耕作放棄地の防止等を目的に事業を実施しています。

令和2年度から第5期対策（令和2～6年度）が始まり、令和4年度は15集落協定が取組を実施しました。

主な要件について

- ・農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地を維持・管理していく集落協定を締結し、これに基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行うこと

○中山間地域等直接支払交付金の交付実績

(単位：ha、千円)

年度	協定集落数	協定面積	交付金額	負担区分	
				国・県	市
H30	24	231	41,421	29,553	11,868
R1	24	231	41,421	29,553	11,868
R2	14	182	31,265	22,598	8,667
R3	15	184	31,454	22,740	8,714
R4	15	184	31,523	22,792	8,731

農林畜産課調べ

3 担い手の育成・確保について

(1) 認定農業者の確保

認定農業者とは

農業経営のスペシャリストを目指すため、経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策を示した「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市から認定された農業者のことです。

主な認定基準について

- ・農業経営改善計画が市の「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に合致していること
- ・年間農業所得：530万円以上（個人の場合400万円以上）
- ・年間労働時間：2,000時間以内（1人あたり1日8時間×250日）

○個別経営体の指標例

営農類型	水稻+野菜	水稻+肉用牛
経営規模	〈経営面積〉3.8ha 主食用米=2.0ha 野菜=1.8ha (ながいも=0.6ha)(ごぼう=0.3ha) (にんにく=0.6ha)(ねぎ=0.3ha)	〈経営面積〉12.0ha 主食用米=2.0ha 飼料用米=5.0ha W C S =5.0ha 肉用牛=10頭(繁殖牛10頭)

※標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人として示しています。

認定農業者の確保について

将来にわたり、地域の農業を支える意欲と能力のある担い手の育成・確保が重要な課題となっており、市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき担い手の確保及び地域農業の組織化を推進します。

- ・認定農業者

地域農業の担い手となるよう、農業者の掘り起こしを行い、認定農業者の増加を図ります。

- ・集落営農

農協等関係機関と連携して組織化を目指す集落に対し、速やかに組織の立ち上げが出来るよう支援するほか、より安定した農業経営を目指すための法人化についても支援します。

○担い手の戸数及び団体の推移

年度	認定農業者 (戸)	集落営農(団体)		
			うち特定営農団体	うち特定農業法人
H30	660	30	1	0
R1	607	30	0	0
R2	579	29	0	0
R3	536	28	0	0
R4	573	26	0	0

農林畜産課調べ

(2) 農業の担い手について

認定農業者とは別に、県では優れた農業経営を実践し、地域農業支える農業者や農業青年、女性リーダーを「農業経営士」、「青年農業士」及び「ViC・ウーマン」として認定しています。

○担い手の認定者数

(単位：人)

年度	農業経営士	青年農業士	ViC・ウーマン
H30	5	7	10
R1	4	3	10
R2	5	4	11
R3	5	4	9
R4	5	5	10

農林畜産課調べ

(3) 人・農地プランの策定

近年、高齢化や後継者不足による担い手不足や耕作放棄地の増加など、いわゆる「人と農地の問題」解決に向け、地区ごとに農業者が話し合いを通じて、集落・地域農業の5年後、10年後に抱えるであろう危機を認識・共有するとともに、地域の中心となる経営体を明確化し、「人・農地プラン」の策定を行っています。

また、中心経営体である農事組合等の法人については、今後市内全体における農業の担い手となる可能性が高いことから、広い地域の人・農地プランに登録しています。

令和5年より人・農地プランが法定化され「地域計画」となり、意向調査を基に農地利用の将来像を示した目標地図を作成し、令和7年3月末までに計画を策定することとしています。

○人・農地プランを策定している地区

地区数	地区名
10	東部・大深内・深持・藤坂・六日町・伝法寺・四和・三本木・切田・旧十和田湖町

○中心経営体の戸数及び推移

(単位：人)

年度	東部	大深内	深持	藤坂	六日町	伝法寺	四和	三本木	切田	旧十和田湖町	計
H30	42	85	82	71	37	43	55	71	72	81	639
R1	43	91	86	76	36	42	59	78	84	89	684
R2	49	109	86	85	40	47	71	91	92	97	767
R3	56	121	99	89	41	49	74	95	97	100	821
R4	60	129	104	90	43	49	76	98	100	103	852

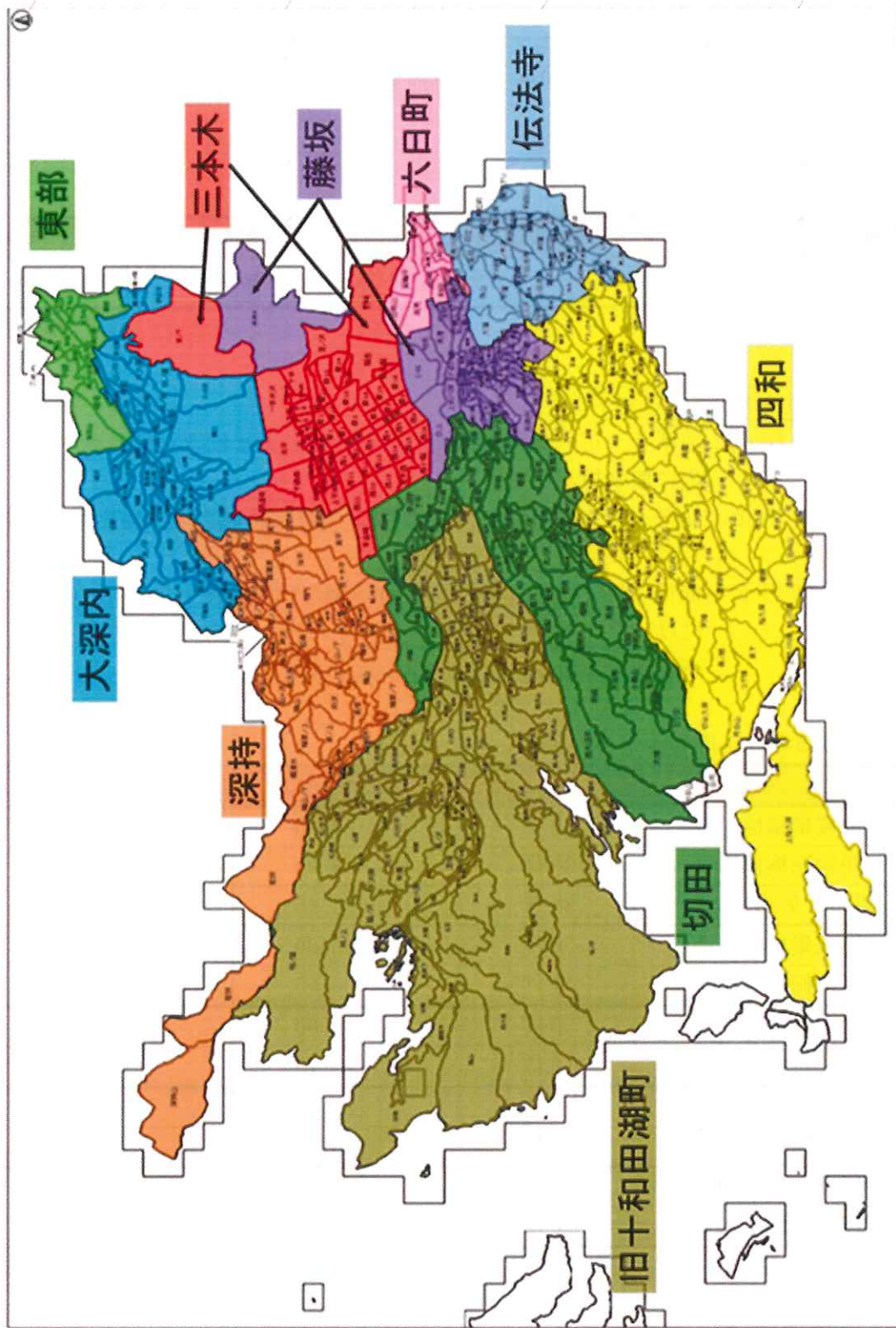
農林畜産課調べ

○人・農地プランに位置付けられている中心経営体の総数

年度	個人	法人	集落営農組織	合計
H30	375	150	114	639
R1	429	149	106	684
R2	480	181	106	767
R3	523	184	114	821
R4	551	186	115	852

農林畜産課調べ

○人・農地プラン区域図



農地中間管理事業

集落営農法人への農地集積がある程度落ち着き、また、農業者の高齢化により受け手となる担い手が減少しているため、国が掲げる令和5年までに集積率を80%にする目標を達成するためには、新たな担い手の確保並びに農地集積・集約化を加速させることが、必要不可欠となります。

このことから、農地中間管理機構に対して農地を貸し付けた農業者のうち、一定の要件を満たした場合、地域集積協力金、経営転換協力金等の機構集積協力金を交付し、担い手への農地集積を推進していきます。

○集積率の推移

(単位：%)

H30	R1	R2	R3	R4
67.5	58.3	59.0	59.6	60.2

農林畜産課調べ

機構集積協力金の主な要件について

- ・地域集積協力金：地域で一定の割合以上の農地を機構に貸し付け、担い手へ集積・集約化に取り組んだ場合
- ・経営転換協力金：リタイアや部門減少等により10年以上所有する農地を全て機構に貸し付けした場合
- ・耕作者集積協力金：機構の借受農地に隣接する自ら耕作する農地を機構に10年以上貸し付け、その農地が機構から受け手に貸し付けられた場合
※耕作者集積協力金はH30年まで実施

○十和田市における農地中間管理事業の実績

年度	協力金名	件数・筆数	面積 (ha)	備考
H30	地域集積協力金	0件	0.00	—
	経営転換協力金	32件	8.99	—
	耕作者集積協力金	84筆	24.48	—
R1	地域集積協力金	0件	0.00	—
	経営転換協力金	11件	7.65	—
R2	地域集積協力金	0件	0.00	—
	経営転換協力金	12件	13.75	—
R3	地域集積協力金	1件	27.62	赤石
	経営転換協力金	11件	15.26	—
R4	地域集積協力金	0件	0	—
	経営転換協力金	0件	0	—

農林畜産課調べ

(4) 新規就農者の育成・確保のための取組

【経営安定支援】

就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農者育成総合対策事業（旧農業人材力強化総合支援事業）を実施し、経営が不安定な就農後（5年以内）の所得を確保するための給付金を支給します。

主な要件について

- ・ 就農時の年齢が 50 歳未満であること
- ・ 農地の所有権又は利用権を有していること
- ・ 農業経営に関する決定権を有していること
- ・ 基盤強化法第 14 条に規定される青年等就農計画の認定を受けた者であること
- ・ 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置づけられていること

○新規就農者育成総合対策事業（旧農業人材力強化総合支援事業）の交付実績 （単位：千円）

年度	累計	対象者		交付額
		新規	継続	
H30	36 人	4 人	15 人（うち夫婦 3 組）	22, 824
R1	38 人	2 人	14 人（うち夫婦 2 組）	19, 033
R2	42 人	4 人	14 人（うち夫婦 2 組）	24, 091
R3	46 人	4 人（うち夫婦 2 組）	10 人	17, 274
R4	47 人	1 人	11 人（うち夫婦 2 組）	16, 038

農林畜産課調べ

【移住・定住就農支援】

十和田市へ移住し新規就農者となった者を対象とした移住・定住就農支援事業により、家賃補助や空き家等の改修費などを支援します。

主な要件について

- ・ 十和田市へ移住して 3 年未満かつ 50 歳未満の農業経営者または移住希望者

事業内容

- ・ 移住者等に対する家賃の支援（最長 5 年間）
- ・ 移住者等に対する空き家等の改修費の支援
- ・ 貸し手に対する住宅整理費用の支援
- ・ 営農技術指導等を行う親方農家に対する謝礼

○移住・定住就農支援事業の交付実績

(単位：千円)

年度	対象者		交付額
	新規	継続※	
H30	2人	1人	627
R1	0人	3人	900
R2	1人	3人	1,020
R3	0人	3人	810
R4	0人	3人	810

農林畜産課調べ

※令和4年度は県外からの移住者1名、県内からの移住者2名に対し交付

(5) 新規就農者農業機械等導入支援事業

認定新規就農者が作成する、農業所得目標等を設定した5ヵ年の就農計画の目標が達成できるよう、農業機械等の導入費用の一部を支援します。

主な要件について

- ・市内在住の認定新規就農者で、3年以内に農業所得目標を概ね達成できる見込みであること
- ・同年度内に市が実施する農業機械等の購入を目的とした他の補助金の交付の申請をしていないこと

○新規就農者農業機械等導入支援事業の交付実績

(単位：千円)

年度	件数	事業費	負担区分	
			市補助金	自己負担金
H30	2	3,558	1,317	2,241
R1	2	4,002	1,482	2,520
R2	1	2,120	771	1,349
R3	0	0	0	0
R4	1	614	223	391

農林畜産課調べ

※令和3年度は、申請があったものの新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年度内に納品出来る見通しが立たず、取り下げとなりました。

(6) 新規認定農業者支援事業

新たな認定農業者を確保することを目的とし、認定農業者となるための農業経営改善計画の達成に向けて、経営に必要な農業機械、資材等の導入費用の一部を支援します。

主な要件について

- ・市内に住所を有していること
- ・令和元年度から令和4年度の間新たに認定農業者として認定されていること
- ・同年度内に市が実施する農業機械等の購入を目的とした他の補助金の交付の申請をしていないこと

○新規認定農業者支援事業の交付実績

(単位：千円)

年度	件数	事業費	負担区分	
			市補助金	自己負担金
R3	4	6,043	1,177	4,866
R4	3	2,017	694	1,323

農林畜産課調べ

(7) 農業用ドローンオペレーター育成支援事業

農業用ドローンのオペレーターを育成することにより、農作業の省力化を図るため、農業用ドローンオペレーター資格取得に要する費用の一部を支援します。

主な要件について

- ・個人の場合は、市内に住所を有し、市内で農業を営んでいる方、その父母、配偶者、子又は子の配偶者であること
- ・法人の場合は、市内に本店又は主たる事務所を有し、市内で農業を営んでいること

○農業用ドローンオペレーター育成支援事業の交付実績

(単位：千円)

年度	件数	事業費	負担区分	
			市補助金	自己負担金
R2	11	3,080	1,100	1,980
R3	18	4,668	1,750	2,918
R4	10	3,014	1,100	1,914

農林畜産課調べ

(8) 農業用ドローン購入支援事業

農業用ドローンの普及により、農作業の省力化を図るため、農業用ドローン購入に要する費用の一部を支援します。

主な要件について

- ・個人の場合は、市内に住所を有する認定農業者であること
- ・法人の場合は、市内に本店又は主たる事務所を有する認定農業者であること
- ・同年度内に市が実施する農業機械等の購入を目的とした他の補助金の交付の申請をしていないこと

○農業用ドローン購入支援事業の交付実績

(単位：千円)

年度	件数	事業費	負担区分	
			市補助金	自己負担金
R3	7	11,955	5,125	6,830
R4	8	11,196	4,997	6,199

農林畜産課調べ

(9) スマート農業通信料支援事業

ICT（情報通信技術）を活用したスマート農業の導入を促進し、農作業の省力化を図るため、GPSガイダンスの補正情報利用料の一部を支援します。

主な要件について

- ・個人の場合は、市内に住所を有する認定農業者であること
- ・法人の場合は、市内に本店又は主たる事務所を有する認定農業者であること

○スマート農業通信料支援事業の交付実績

(単位：千円)

年度	件数	事業費	負担区分	
			市補助金	自己負担金
R3	8	498	400	98
R4	12	784	616	168

農林畜産課調べ

(10) 青森県立三本木農業高等学校・三本木農業恵拓高等学校でのスマート農業実習
農業を学ぶ高校生が農業用機械に直接触れることで、農業の魅力や将来性を感じてもらい、卒業後の就農を考えてもらうきっかけとなることを目的として実施しました。

- ・日 時：令和4年11月10日（木） 11：00～15：15
- ・場 所：学校敷地内ほ場
- ・参加人数：植物科学科1・2・3年生、農業機械科3年生 計140名
- ・実習内容：
 - ・ロボットトラクターと有人トラクターによる農地の整地作業
 - ・農業用ドローン自動航行農薬散布・ピンポイント散布
 - ・直進アシスト付トラクターでのロータリー作業
 - ・直進アシスト付トラクターでの4連ホイルトレンチャーの作業
 - ・フルーツセレクターによる糖度計測
 - ・パワーアシストスーツの試着
- ・後 援：株式会社グリーンソウル、株式会社みちのくクボタ
東日本電信電話株式会社（NTT東日本）



4連ホイルトレンチャー



農業用ドローン



直進アシスト付きトラクター



フルーツセレクターによる糖度計測

(11) 市民ふれあい農園の開設

市民の方々が野菜や花きを栽培して自然に触れ合うとともに、農業に対する興味と理解を深めてもらうことを目的として開設しています。

○市民ふれあい農園の概要

地区	設置場所	面積	区画数	1区画の面積
東	東十二番町 25-13	2,358 m ²	40	約 50 m ²
西	大字三本木字西金崎 472-1 他	2,250 m ²	40	約 50 m ²

農林畜産課調べ



市民ふれあい農園の様子



市民ふれあい農園位置図

4 経営基盤の強化について

(1) 担い手確保・経営強化支援事業、

強い農業・担い手づくり総合支援事業（国事業）

新規就農者、認定農業者及び集落営農組織などが経営規模の拡大や経営の多角化を図って行くために必要な農業用機械や施設の導入に対し、国が支援するものです。

主な要件について

- ・「人・農地プラン」に中心経営体として位置付けられること
- ・農業用機械等の導入の際に、融資を活用すること
- ・経営規模の拡大等、3年度目に達成できる目標を設定すること
- ・導入内容毎に定められた利用面積要件を満たしていること
- ・付加価値額の向上を図ること

○担い手確保・経営強化支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援事業の交付実績

(単位:千円)

年度	区分	事業	件数	事業費	負担区分	
					国補助金	自己負担金
H30	融資主体型	担い手	3	72,482	34,075	38,407
R1	融資主体型	担い手	2	39,852	18,450	21,402
R2	融資主体型	担い手	0	0	0	0
		強い農業	1	10,205	3,000	7,250
		合計	1	10,205	3,000	7,205
R3	融資主体型	担い手	1	25,355	11,525	13,830
		強い農業	1	9,350	2,550	6,800
		合計	2	34,705	14,075	20,630
R4	融資主体型	担い手	0	0	0	0
		強い農業	0	0	0	0

農林畜産課調べ

※令和4年度は事業の取組要望がありませんでした。

※強い農業・担い手づくり総合支援事業は令和2年度から取組を開始しています。

導入機械等の例

- ・トラクター
- ・ロータリーハロー、パワーハロー、ディスクモア
- ・田植機（自動操舵アシスト付）、コンバイン
- ・大根ハーベスター
- ・ハイクリブーム
- ・野菜貯蔵用冷蔵庫

(2) 野菜等産地力強化支援事業（県事業）

野菜等産地の所得向上と産地力の強化を図るため、労働時間の削減、規模拡大及びコスト低減に向けて、認定農業者等に対し植付機、収穫機及びパイプハウス等の機械・設備の導入を支援します。

主な要件について

- ・導入した機械、設備等により労働時間を10%以上短縮すること

○野菜等産地力強化支援事業の交付実績

(単位：千円)

年度	件数	事業費	負担区分	
			県補助金	自己負担金
H30	1	964	223	741
R1	2	3,466	802	2,664
R2	4	6,750	1,533	5,217
R3	0	0	0	0
R4	0	0	0	0

農林畜産課調べ

※令和3、4年度は事業の取組要望がありませんでした。

(3) 環境保全型農業直接支払対策事業（国事業）

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に取り組む農業団体等を支援します。

主な要件について

- ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ・みどりのチェックシートの取組を実施していること
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと

○環境保全型農業直接支払対策事業の交付実績

(単位：千円)

年度	件数	事業費	負担区分	
			国・県	市
R2	1	697	523	174
R3	1	695	521	174
R4	1	626	470	156

農林畜産課調べ

(4) 青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

環境と調和のとれた食料システムの確立のため制定・施行された「みどりの食料システム法」に基づき、県及び県内全市町村が共同で策定した計画です。健康な土づくりを基本とし、有機農業や特別栽培の取組を拡大するとともに、農業者、消費者、流通・販売事業者等による相互理解に向けた情報共有のためのネットワークづくりを推進していきます。

(5) 米の生産調整対策の変遷

昭和 17 年から流通と価格の安定を目的とした食料管理制度（政府による米の全量買い上げ）が開始されましたが、昭和 42 年・43 年と大豊作が続き、在庫が一気に積み上がり管理経費の財政負担が大きくなりました。そこで、政府が買い上げる数量を抑えるために、生産量を抑制する減反政策として、昭和 46 年から米の生産調整が実施されました。

また、平成 7 年に食糧管理制度の廃止を受けて食糧法が施行され、生産者が自由に米の販売を行えるようになりました。

しかし、平成 29 年度を最後に行政による生産数量目標の配分が終了し、平成 30 年度からは生産者が自らの経営判断・販売戦略に基づいて需要に応じた生産をすることになりました。

○米の生産調整対策の変遷

年度	対策名	年度	対策名
S46～S50	稲作転換対策	H10～H11	緊急生産調整推進対策
S51～S52	水田総合利用対策	H12～H15	水田農業経営確立対策
S53～S61	水田利用再編対策	H16～H21	水田農業構造改革対策
S62～H4	水田農業確立対策	H22	個別所得補償制度モデル対策
H5～H7	水田営農活性化対策	H23～H24	農業者戸別所得補償制度
H8～H9	新生産調整推進対策	H25～	経営所得安定対策

参考：参議院事務局「立法と調査」（平成 26 年 7 月）

○米（まっしぐら）の概算金の推移

（単位：円/1 俵）

年度	主食用米	加工用米	備蓄米
H30	12,000	9,000	12,000
R1	12,200	9,000	12,200
R2	11,400	8,600	11,400
R3	8,000	6,500	8,000
R4	9,300	6,500	9,300

参考：JA 十和田おいらせ

(6) 経営所得安定対策

経営所得安定対策は、食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆などの戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色ある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組みを支援することにより、水田のフル活用を図る事を目的としています。

主な要件について

- ・ 交付対象農地において交付対象作物を生産販売すること

○経営所得安定対策の交付実績

(単位：千円、ha、戸)

年度	区分	水田活用の 直接支払交付金	畑作物の直接 支払交付金※1	合計※2
H30	交付額	1,762,383	128,866	1,891,249
	面積	4,895	(380)	4,895
	農家数	1,355	147	1,355
R1	交付額	1,751,082	145,621	1,896,703
	面積	4,865	(435)	4,865
	農家数	1,348	153	1,348
R2	交付額	1,665,385	111,972	1,777,357
	面積	4,758	(436)	4,758
	農家数	1,327	151	1,327
R3	交付額	1,977,542	142,782	2,120,324
	面積	5,358	(126)	5,358
	農家数	1,317	156	1,317
R4	交付額	1,962,602	120,633	2,083,235
	面積	5,706	(39)	5,706
	農家数	1,297	155	1,297

農林畜産課調べ

※1 畑作物の直接支払交付金の面積は、水田活用の直接支払交付金の面積に含まれます。

※2 農家数については、合計欄が実人数となります。

○令和4年度畑地化支援事業の交付実績

(単位：円/10a、戸、㎡、円)

区分 (※)	交付単価	農家数	面積	交付額
高収益作物	175,000	8	77,737	13,545,000
その他作物	105,000	6	43,664	4,557,000
合計		14	121,401	18,102,000

※高収益作物：野菜、果樹、花き、花木

その他作物：飼料作物、大豆、小麦、そばなど

○経営所得安定対策の主な作付面積

(単位 : ha)

年度 作物名	H30	R1	R2	R3	R4
主食用米	3,347.4	3,293.4	3,333.6	2,728.7	2,551.2
飼料用米	487.2	446.8	392.3	677.7	813.3
米粉用米	2.6	1.7	1.9	1.9	1.9
WCS用稲	261.5	258.9	263.8	258.2	301.3
新市場開拓用米	1.9	2.1	3.4	2.7	2.7
加工用米	26.9	17.4	16.2	12.2	11.6
備蓄米	136.5	202.4	217.6	513.5	426.8
小麦	139.6	140.9	125.5	119.2	123.4
大豆	329.9	304.6	312.0	311.4	341.0
飼料作物	1,241.1	1,269.8	1,298.5	1,342.3	1,332.8
そば	180.5	190.0	210.8	216.1	227.6
なたね	1.5	0.9	1.7	2.1	2.1
その他地域振興 作物	1,246.2	1,215.0	1,182.6	1,144.5	1,137.7
野菜全般	973.3	985.0	953.9	928.5	917.4
にんにく	333.6	350.3	333.7	301.4	304.3
ねぎ	101.8	101.1	102.0	99.0	91.3
ながいも	241.4	239.7	249.6	241.2	227.2
ごぼう	200.8	209.8	178.2	200.1	207.8
その他の野菜	95.7	84.1	90.4	86.8	86.8
雑穀	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
果樹	14.5	15.7	15.7	16.8	16.4
花き	2.1	7.1	7.1	6.4	9.0
地力増進作物	231.2	184.7	184.7	174.6	187.3
その他※	25.0	22.3	21.0	18.0	7.4
合計	7,402.8	7,343.9	7,359.9	7,330.5	7,273.4

農林畜産課調べ

※「その他」には、葉たばこと小豆が含まれます。

※自己保全管理や農業生産施設用地等は、含まれません。

○令和4年度水田活用の直接支払交付金の作物別交付単価

(単位:円/10a)

作物名	国設定	県設定		市設定	
	交付単価	交付単価	交付要件	交付単価	交付要件
飼料用米 (SGS:80,000円)	55,000 ~105,000	6,000 ~14,100	複数年契約の取組 多収品種・主食品 種の生産性向上の取組	5,630 ~14,750	生産性向上の取組 耕畜連携
米粉用米	55,000 ~105,000	6,000	複数年契約の取組		
WCS用稲	80,000			9,120	耕畜連携
加工用米	20,000				
小麦	35,000			2,810	生産性向上の取組
大豆	35,000			2,810	生産性向上の取組
飼料作物	10,000 ~35,000			9,120	耕畜連携
新市場開拓用米 (輸出米等)		20,000 ~60,600	複数年契約の取組 生産性向上の取組 省力技術導入の取組		
そば		20,000			
なたね		20,000			
にんにく、ねぎ、 ごぼう、ながいも		45,000 ~72,000	対象品目:にんにく、 ごぼう、ながいも、だ いこん、にんじん、ね ぎ、えだまめ、かぼち ゃ、キャベツ、ばれい しょ、アスパラガス、 ブロッコリー、とうも ろこし、こかぶ、たま ねぎ 作付面積拡大の取組 契約栽培の取組	18,920	
アスパラガス、し いたけ、きゅうり、 だいこん、トマト、 ほうれんそう、葉 たばこ	14,360				
小豆、いんげん、 かぶ、かぼちゃ、 キャベツ、小松菜、 しゅんぎく、そら まめ、とうもろこ し、にんじん、ピ ーマン、ミニトマ ト	7,760				
畑地化への助成	105,000 ~175,000				

農林畜産課調べ

○令和4年度畑作物の直接支払交付金の作物別交付単価

作物名	面積払の交付単価	数量払の平均交付単価 ※
小麦	20,000円/10a	6,710円/60kg
大豆	20,000円/10a	9,930円/60kg
そば	13,000円/10a	13,170円/45kg

※品質により増減します。

(7) おいしい十和田野菜の健康な土づくり事業

十和田市産のにんにく、ながいも、ごぼう及びねぎなどの野菜は、土の栄養バランスを整える取り組みにより、ミネラルが豊富な野菜として全国にその名が知られています。市では、この取り組みに不可欠な土壌診断を支援します。

主な要件について

- ・基本項目と塩基バランスを含む土壌診断を行うこと

○おいしい十和田野菜の健康な土づくり事業の交付実績

(単位：千円)

年度	申請者数	申請件数	事業費	負担区分	
				市補助金	自己負担金
H30	721	2,748	6,888	3,444	3,444
R1	691	2,743	6,857	3,360	3,497
R2	658	2,544	6,350	3,175	3,175
R3	648	2,562	7,686	3,498	4,188
R4	425	1,348	4,436	2,016	2,420

農林畜産課調べ

※令和4年度は十和田おいらせ農業協同組合での土壌診断実施者の約半数が、国庫補助事業「肥料コスト低減体系緊急転換事業（土壌診断料全額補助）」の対象となったことから、同国庫事業対象外分について、市で支援しました。

○おいしい十和田野菜の健康な土づくり事業の主要作物毎の診断件数実績

(単位：件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
にんにく	1,260	1,228	1,178	1,156	509
ながいも	419	481	441	481	309
ねぎ	306	345	296	314	162
ごぼう	223	217	169	220	107
しゅんぎく	132	128	104	92	71
ほうれんそう	73	73	64	48	35
その他	335	271	292	251	155
合計	2,748	2,743	2,544	2,562	1,348

農林畜産課調べ

○診断項目内訳（JA 十和田おいらせが分析する全 27 項目）

PH、CEC、EC、交換性石灰 (CaO)、交換性苦土 (MgO)、交換性加里 (K₂O)、有効態りん酸 (P₂O₅)、硝酸態窒素 (NO₃)、アンモニア態窒素 (NH₄)、りん酸吸収係数、アルミニウム、硫酸イオン (SO₄)、石灰・苦土当量比、苦土・加里当量比、塩基飽和度、石灰飽和度、苦土飽和度、加里飽和度、ホウ素、マンガン、銅、亜鉛、鉄、鉛、ニッケル、カドミウム、モリブデン

5 農村整備について

(1) 経営体育成基盤整備事業（赤石地区ほ場整備）

赤石・北向地区は、奥入瀬川と山地に挟まれ不整形な水田と狭小な作業道により、維持管理に多大な労力を要しています。そこで経営体育成基盤整備事業により県営事業では場整備を行い、水田の大区画化・汎用化を推し進め、生産意欲のある担い手への農地集積を図り、効率的で安定的な農業経営の確立を目指します。

○事業内容

- ・事業量：区画整備 A=36.4ha
- ・受益者数：48人
- ・総事業費：1,017,973千円
- ・事業期間：平成30年度～令和8年度

○負担率

(%)

区分	国	県	市	地元	合計
負担率	55.0	27.5	10.0	7.5	100.0

※ソフト事業の取組より、地元負担は実質0になる予定。

○事業スケジュール

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
事業採択 調査計画 換地計画	実施設計 換地計画	区画整備 水路整備	区画整備 水路整備	区画整備 水路整備	補完工 取水口改修 確定測量	換地計画 確定測量	換地処分	農地集約

※平成30年度・令和元年度は「担い手育成基盤整備事業」により測量調査を実施。



令和3年度区画整備工事実施前
(令和3年5月20日撮影)



令和4年度区画整備工事実施後
(令和5年6月26日撮影)

(2) 農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業 四和ダム地区）

四和ダムは、二級河川奥入瀬川系後藤川の防災を担う施設として昭和35年に竣工し、築造から60年以上が経過しています。そのため、ゲート設備の動作不良や計測設備等の老朽化により防災機能の低下が確認されています。本事業は各種施設の更新と修繕を行うことでダム機能を維持し、下流域の農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全確保を図るものです。

○事業内容

- ・事業量：防災ダム改修 1箇所
- ・受益面積：530.1ha
- ・総事業費：819,000千円
- ・事業期間：令和元年度～令和6年度
- ・関係市町：十和田市、五戸町、六戸町

○負担率 (%)

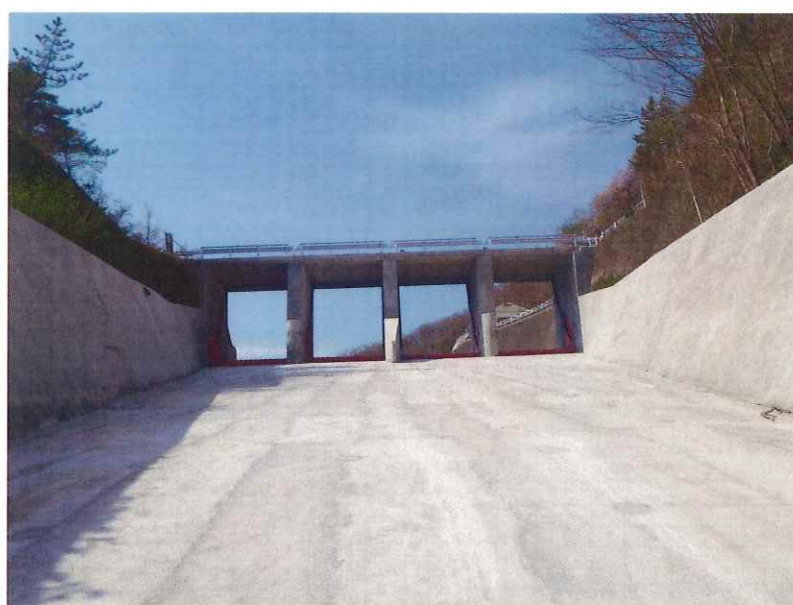
区分	国	県	地元	合計
負担率	55.0	39.0	6.0	100.0

※市町村負担6.0%のうち、十和田市負担率4.2%（受益面積割による）

○事業スケジュール

R2	R3	R4	R5	R6
実施設計	法面補修 ゲート設備更新	ゲート巻上機更新 (2基) 洪水吐断面補修	ゲート巻上機更新 (2基) 管理棟更新	自家発電機更新 関連施設更新

※令和元年度は、県単費により調査計画を実施。



非常用洪水吐の断面補修工の完了後

(3) 農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業 沢田地区）

沢田幹線用水路は昭和15年に造成され、80年以上たった現在も約620haの水田に用水を供給している幹線用水路です。しかし、度重なる地震等の影響により、トンネル区間で壁面の剥離や、天井に連続したひび割れが発生しています。このまま現状を放置した場合、トンネル部の崩壊の危険性が著しいため、本事業を実施することで、被害の未然防止を図ります。

○事業内容

- ・事業量：トンネル工 L=706.0m
- ・受益者数：383人
- ・総事業費：494,000千円
- ・事業期間：令和3年度～令和6年度

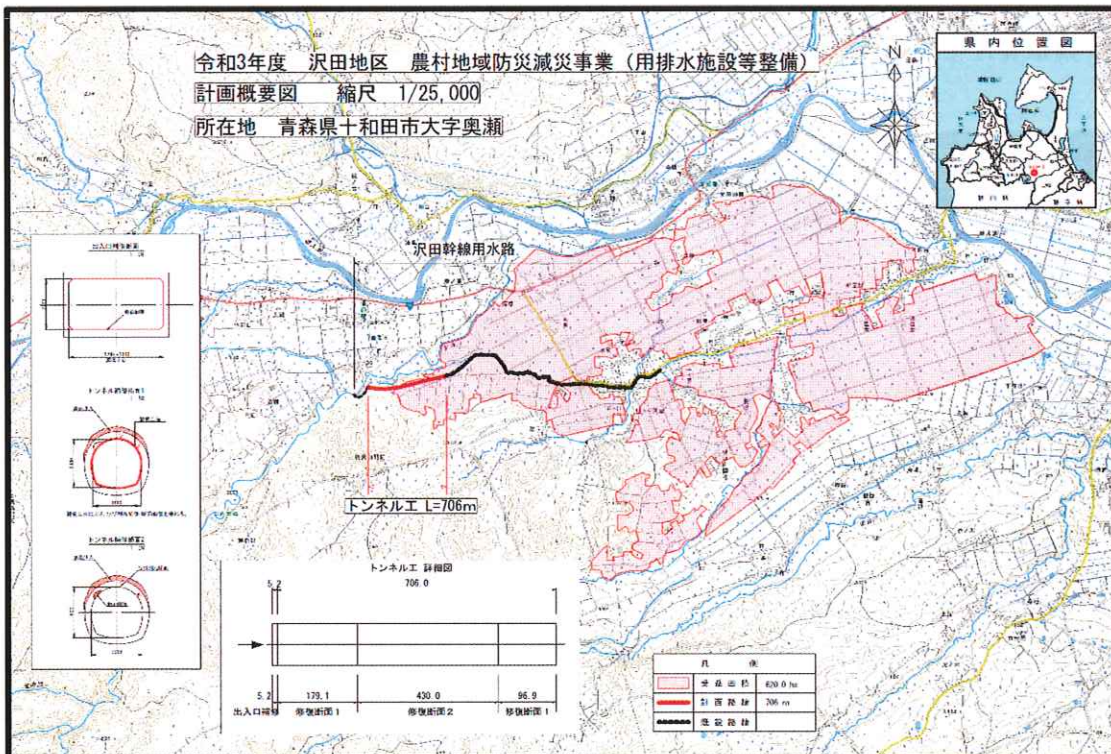
○負担率 (%)

区分	国	県	市	地元	合計
負担率	55.0	28.0	11.0	6.0	100.0

○事業スケジュール

	R3	R4	R5	R6
現地測量		実施設計 トンネル補修工 ・ひびわれ補修 ・断面修復	トンネル補修工 ・断面修復 ・裏込注入 ・製管工法	トンネル補修工 ・断面修復 ・裏込注入 ・製管工法

※令和2年度は、県単費により調査計画を実施。



(4) 農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業 妙端地区）

妙端幹線用水路は大正8年に造成され、100年以上たった現在も約253haの水田に用水を供給している幹線用水路です。しかし、度重なる地震等の影響により、トンネル区間で壁面の剥離や、天井に連続したひび割れが発生しています。このまま現状を放置した場合、トンネル部の崩壊の危険性が著しいため、本事業を実施することで、被害の未然防止を図ります。

○事業内容

- ・事業量：トンネル工 L=90.3m
- ・受益者数：165人
- ・総事業費：322,000千円
- ・事業期間：令和4年度～令和8年

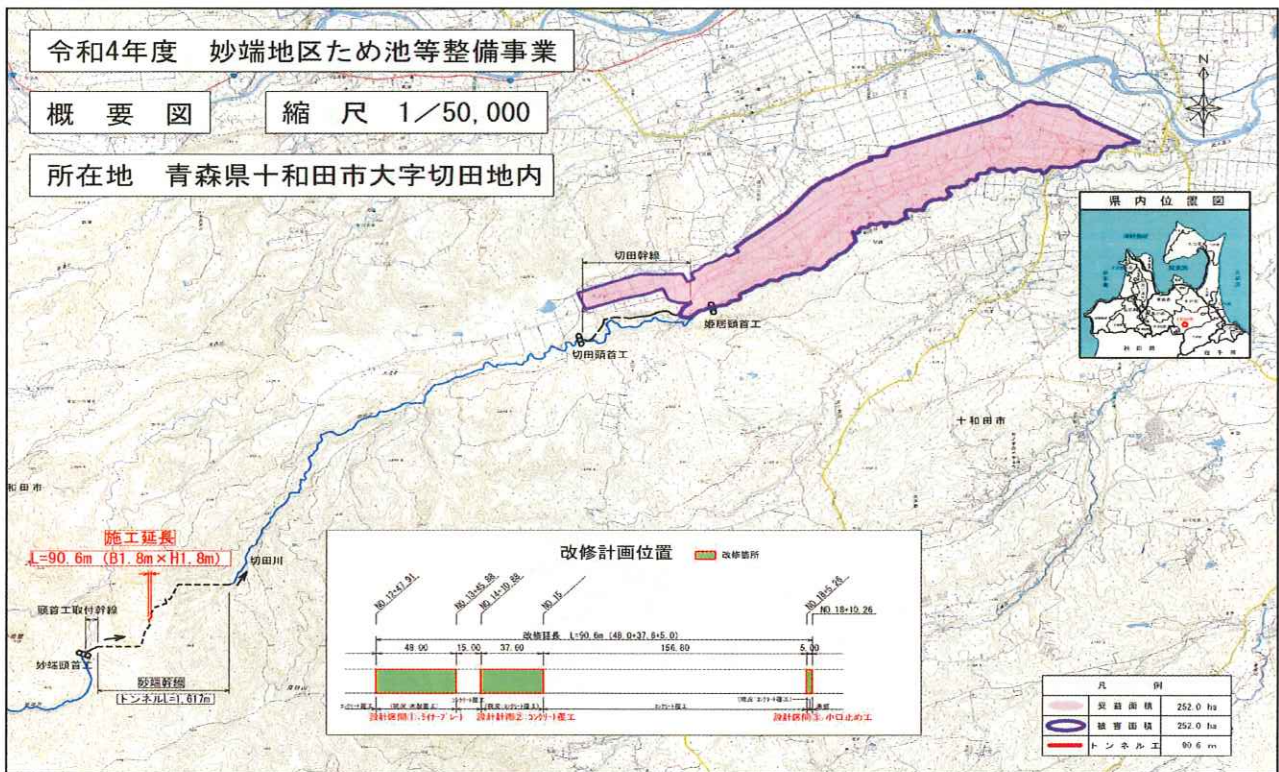
○負担率

(%)

区分	国	県	市	地元	合計
負担率	55.0	28.0	11.0	6.0	100.0

○事業スケジュール

R4	R5	R6	R7	R8
調査測量設計	調査測量設計	トンネル補修工	トンネル補修工	トンネル補修工



(5) 農地整備事業（通作条件整備事業 十和田南部地区）

市道「橋場・赤沼線」は、供用開始から40年以上経過し、経年劣化によるクラックやわだちが多数発生しています。そこで本路線の劣化進行を抑制し、農道機能の維持・回復と今後のライフサイクルコストの低減、農業経営の安定化を図ります。

○事業内容

- ・事業量：路面改良 L=2,141m
- ・受益戸数：285戸
- ・総事業費：220,000千円
- ・事業期間：令和2年度～令和5年度

○負担率 (％)

区分	国	県	市	合計
負担率	50.0	37.0	13.0	100.0

○事業スケジュール

R2	R3	R4	R5
現地測量	実施設計	路面改良	路面改良



<改良前①>



<改良後①>



<改良前②>



<改良後②>

(6) かんがい排水事業（指久保ダム維持管理事業）

平成 23 年度に完成した指久保ダムの維持管理費について、県及び関係市町が維持管理費の一部を助成し、受益農家及び土地改良区の負担軽減を図るとともに、指久保ダムの適正な維持管理及び農業用水の安定的な確保を図ります。

○事業内容

- ・施設所有：奥入瀬川南岸土地改良区
- ・管理委託先：青森県
- ・事業期間：平成 23 年～施設が存続する限り
- ・関係市町：十和田市、八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町

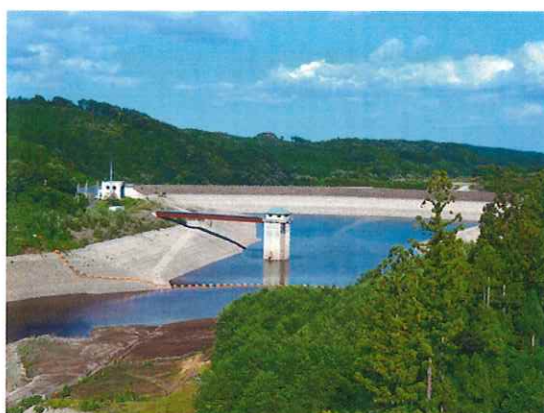
○維持管理費・更新費の負担率 (%)

区分	県	市町	土地改良区	合計
負担率	40.0	25.0	35.0	100.0

○市町別負担率 (%)

市町	十和田市	八戸市	六戸町	おいらせ町	五戸町	合計
負担率	85.1	0.2	5.6	1.3	7.8	100.0

※市町負担 25%のうちの各市町村割合（受益面積により負担）



(7) 基幹施設管理体制整備事業

土地改良区が管理する施設は、地域の自然や農業を維持するために必要な多面的機能を有しており、地域住民に対しての普及啓発活動や施設管理への参画促進活動を行っていることから、土地改良区の事業費の一部を支援し、管理体制の強化を図ります。

○事業内容

- ・ 支援先：稲生川土地改良区、砂土路川土地改良区、奥瀬堰土地改良区、十和田土地改良区、奥入瀬川南岸土地改良区
- ・ 支援額：年度事業費の25%に各市町の受益面積を掛けた金額を支援



(8) 基幹水利施設管理事業（相坂川左岸地区）

平成 18 年度に完了した国営相坂川左岸農業水利事業によって造成された土地改良施設のうち、公共・公益性の高い基幹水利施設について県が事業主体となり関係市町及び関係土地改良区が連携し、その効果の適正発揮を図ります。

○事業内容

- ・事業内容：下記の 6 施設の点検・補修・維持管理
- ・事業期間：施設が存続する限り
- ・関係市町：十和田市、三沢市、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町

○負担率 (％)

区分	国	県	市町	土地改良区	合計
負担率	30.0	40.0	20.0	10.0	100.0

○市町別負担率 (％)

市町	十和田市	三沢市	七戸町	六戸町	東北町	おいらせ町	合計
負担率	57.345	3.412	0.965	12.581	8.423	17.274	100.0

※市町負担 20%のうちの各市町別負担率



法量頭首工



稲生川頭首工



稲生川幹線用水路



三本木幹線用水路



砂土路川揚水機場



六戸調整池

畜産の振興



建設中の牛処理加工施設（IH ミートパッカー(株)十和田ミートプラント）

V 畜産の振興

1 畜産の変遷

当市の畜産は、戦前から広大な山林原野を活用し、軍馬及び役牛の飼養が盛んに行われていました。昭和40年代に入り、市の肉用牛振興と大規模草地開発事業等により放牧地及び採草地在整備され、夏山冬里様式（日本短角種）による放牧が行われ、肉用牛は着実に増加してきました。

ところが、牛肉の輸入自由化を契機に日本短角種は黒毛和種へ急速に切り替わり、一時は農家戸数の減少とともに、肉用牛飼養頭数も減少しました。しかし、平成11年に県基幹種雄牛となった「第1花国」が、全国で高い評価を受けたことから肉牛経営の規模拡大が進み、平成21年度まで飼養頭数の増加が続き、その後は増減を繰り返していましたが、令和4年度は増加し、2年連続の増加となりました。

また、豚については、少頭数飼養農家の戸数が減少していますが、大規模農場による多頭化・専門化が進み、農家養豚から企業養豚に変化してきており、飼養頭数は増加傾向にあります。

2 畜産振興対策

当市は、恵まれた立地条件から、農業が基幹産業となっており、畜産業も盛んな地域となっています。農業産出額は、令和3年度において、豚は県内1位、肉用牛は2位であり重要な産業となっています。

しかし、近年、輸入飼料価格の高止まりなどの国際的な環境の変化に加え、高齢化や後継者不足により経営を中止する農家が増加しています。そのため、酪農においては生乳生産量が減少しており、飼養規模拡大のための施設・機械の投資負担や労働力の軽減が課題となっています。肉用牛生産においては、全国的な肉用繁殖牛の減少に伴い子牛価格が高騰しておりましたが、新型コロナウイルス感染症や飼料価格高騰の影響を受けて、価格が大幅に落ちています。

生産面での現状や課題を認識した上で、行政や関係団体、生産者が一体となって、担い手・労働力を確保する「人」、飼養頭数を確保する「家畜」、飼料費の低減や安定供給する「飼料」の3つの視点から、生産基盤強化に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。



3年ぶりに行われたべこもち撒き（青森県家畜市場）

3 十和田市酪農・肉用牛生産近代化計画

十和田市酪農・肉用牛生産近代化計画は、国が定める「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び都道府県が定める「酪農・肉用牛生産近代化計画」に基づき、市町村が5年毎に作成する10年を1期とする計画です。

当市では、令和3年3月に公表された青森県酪農・肉用牛生産近代化計画書に適合させるため、令和3年8月に、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画を策定しました。

同計画では、次の13項目についての施策及び目標値が示されており、これに基づき各種事業を実施しています。

- ①肉用牛・酪農経営の増頭・増産
- ②中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承
- ③経営を支える労働力や次世代の人財の確保
- ④家畜排せつ物の適正管理と利用の推進
- ⑤国産飼料基盤の強化
- ⑥需要に応じた生産・供給の実現のための対応
- ⑦輸出の戦略的な拡大
- ⑧災害に強い畜産経営の確立
- ⑨家畜衛生対策の充実・強化
- ⑩GAP等の推進
- ⑪資源循環型畜産の推進
- ⑫安全確保を通じた消費者の信頼確保
- ⑬市民理解の醸成・食育の推進

特に、ゲノミック評価による高能力雌牛の地域内保留によるブランドの確立及びスマート畜産機材の導入等による労働力と生産コストの低減を図り「家畜市場において購買者に選ばれる肉用牛」を目指します。

<平成30年度実績>

(単位：頭)

区域名	肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等		
		繁殖 雌牛	肥育牛	その他	計	乳用牛	交雑種	計
十和田市	11,175	3,593	1,199	1,319	6,121	4,108	946	5,054

参考：十和田市酪農・肉用牛生産近代化計画

<令和12年度（目標）>

(単位：頭)

区域名	肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等		
		繁殖 雌牛	肥育牛	その他	計	乳用牛	交雑種	計
十和田市	13,086	5,030	1,441	1,951	8,422	3,243	1,421	4,664

参考：十和田市酪農・肉用牛生産近代化計画

(1) 高齢者等肉用牛導入事業基金

繁殖用雌牛の子牛を5年間または成牛を3年間無利子で貸付することで、高齢者による肉用牛の飼養を促進し、高齢者の福祉の向上と肉用牛資源の確保を図ります。また、貸付期間終了後、貸付した金額（無利子）を償還することにより、貸付牛を譲渡します。

主な要件について

次のいずれかに該当する者であって、肉用牛の飼養経験を有し、又は肉用牛の飼養に意欲を有し、肉用牛の適正な管理ができる者。

- ①農業に従事している満60歳以上の者
- ②農業経営において基幹的役割を果たす者が一定期間出稼ぎ等により農作業に従事できない農家の世帯に属し、成年に達している者

○高齢者等肉用牛の導入実績 (単位：頭)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
導入実績	7	9	5	9	4	6	6	1	6	9	2	6
計	70											

農林畜産課調べ

(2) 肉用牛主産地づくり事業

①「安福久」の県外導入

当市の優良雌牛群の改良・更新を目的として、当時、全国的に枝肉実績で高評価であった「安福久」産子の県外導入を平成21年度～26年度(6ヵ年)実施し、合計で349頭を県外導入しました。

「安福久」は肉質重視の田尻系であり、県の代表的基幹種雄牛「第1花園」(藤良系)との相性も良く、その産子は、県家畜市場で高く評価され、売買平均価格より10万円以上高い価格で取り引きされています。

○安福久県外導入頭数 (単位：頭)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
導入頭数	74	73	60	42	50	50	349

農林畜産課調べ

②「安福久」等産子の地域内保留

また、平成27年度から平成29年度にかけて、優良雌牛群の整備強化を図ることを目的とし、「安福久」等の優良種雄牛の血統を受け継ぐ期待育種価の高い雌牛の保有促進事業を実施し、146頭の地域内保留を実施しました。

また、県外導入事業で導入した「安福久」の産子186頭も地域内に保留されています。

○優良雌牛保有支援事業の実績 (単位：頭)

年度	H27	H28	H29	計
保留頭数	50	50	46	146

農林畜産課調べ

③「白鵬 85 の 3」の県外導入

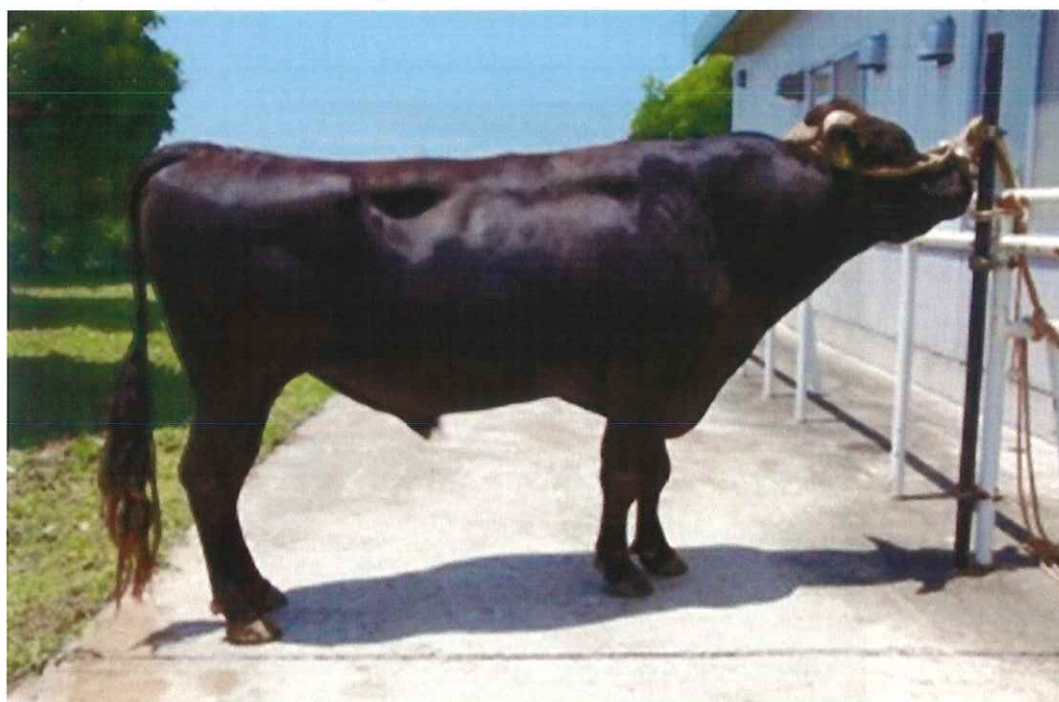
全国的に高い評価を受けていた「白鵬 85 の 3（鳥取県）」の優良雌子牛の県外導入を実施し、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて合計 94 頭を導入しました。導入した「白鵬 85 の 3」の産子 87 頭は地域内に保留されています。

○白鵬 85 の 3 県外導入頭数

(単位：頭)

年度	H30	R1	R2	計
導入頭数	40	40	14	94

農林畜産課調べ



導入された「白鵬 85 の 3」の産子

④雌子牛のゲノミック検査と高能力雌牛の自家保留

令和 3 年度からは、さらなる肉用牛主産地を形成するため、ゲノミック検査により高能力雌牛と判定された雌子牛を地域内に保留をするため、検査費用の一部を支援しました。

また、ゲノミック検査により高能力と判定された雌牛の中から、子牛管理品評会において上位の成績を収め、地域内に自家保留する雌牛の飼養に係る費用の一部を支援しました。

○黒毛和種ゲノミック検査事業

(単位：頭)

年度	R3	R4
検査頭数	184	44

農林畜産課調べ

○黒毛和種高能力雌牛保留事業

(単位：頭)

年度	R3	R4
保留頭数	50	9

農林畜産課調べ

(3) スマート畜産導入支援事業

当市では、畜産農家の高齢化や担い手の減少が進んでおり、作業の効率化・省力化による労働負担の軽減が喫緊の課題となっています。

畜産現場では省力化を進めるためにスマート畜産の活用が求められているものの、機器の購入価格が高額なことなどから導入が進んでいないため、令和4年度からこの導入に係る費用の一部を支援することで、畜産農家の労働負担の軽減を図りました。

(単位：戸)

年度	R4
導入戸数	7

農林畜産課調べ



導入されたスマート畜産機材「牛わか」(非接触分娩検知システム)

(4) 繁殖雌牛に係る振興方針

基本的振興方針

これまで、優良な繁殖雌牛の確保と肉用牛主産地づくりを目的に「安福久」の県外導入及び優良種雄牛の血統を受け継ぐ期待育種価の高い雌牛の保有促進事業を実施してきましたが、今後10年を見据え、3大系統とのバランスを考慮し「白鵬85の3」の導入を含め、優良雌群の増頭を図っていくものとします。

優良雌牛群の頭数目標

引き続き、優良雌牛群の定義を踏まえ、「白鵬85の3」の血統を含めた優良血統の雌牛の確保を図る。

○目標飼養頭数

青森県酪農・肉牛生産近代化計画との整合性を図るため、市の目標頭数を県の計画目標値と同数とします。

3大系統における方針

本県の基幹種雄牛である「第1花国(藤良系)」「平安平(田尻系)」の血統を考慮した優良雌牛群の確保・定着を継続する。

また、次の2つのタイプの改良方針に基づき血統的特長を考慮した系統交配を実施し、増体能力および肉質に優れた優良雌牛群の増頭を推進する。

①増体重視タイプ

田尻系及び藤良系の優良雌牛群の維持と保有を図るとともに「白鵬85の3(気高系)」を導入し、気高系の持つ“増体”の特徴を組み入れた改良を図る。

②肉質重視タイプ

気高系および質量兼備を備えた優良雌牛群に対し県種雄牛(田尻系)による、計画交配を実施する事で質、量を兼ね備えた改良を継続する。

4 畜種別家畜飼養頭数

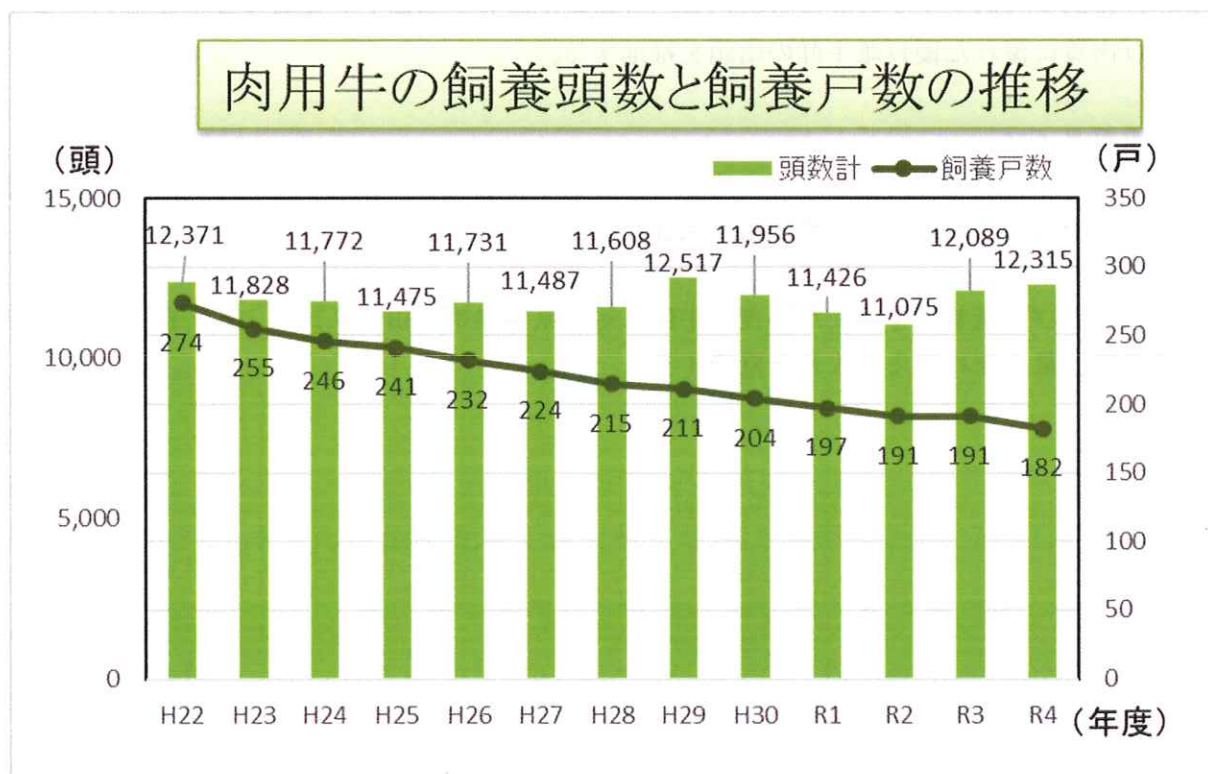
(1) 肉用牛

令和4年度は、飼養戸数は前年度から9戸減少し、182戸でした。飼養頭数は226頭増加し、12,315頭となりました。(単位：戸、頭)

年度	飼養戸数	頭数計	繁殖牛					肥育牛
			おす	めす				
				小計	成めす	育成	子牛	
H30	204	11,956	2	3,744	3,229	466	49	8,210
R1	197	11,426	2	4,103	3,320	583	200	7,321
R2	191	11,075	1	4,190	3,322	711	157	6,884
R3	191	12,089	3	4,442	3,793	625	24	7,644
R4	182	12,315	3	4,300	3,706	563	31	8,012

参考：家畜改良関係頭羽数等調査

※平成24年度からは北里大学、青森県立三本木農業高等学校・青森県立三本木農業恵拓高等学校を含む（青森県立三本木農業恵拓高等学校は令和2年度以降）



参考：家畜改良関係頭羽数等調査

○肉用牛品種別頭数（令和4年度）

（単位：戸、頭）

品種	飼養戸数	頭数計	繁殖牛				肥育牛
			おす	めす			
				成めす	育成	子牛	
黒毛和種	177	7,121	2	3,079	254	31	3,755
日本短角種	9	158	1	101	5	0	51
その他和牛	9	196	0	159	1	0	36
乳用種	9	3,891	0	0	0	0	3,891
交雑種	22	949	0	367	303	0	279
計	182	12,315	3	3,706	563	31	8,012

参考：家畜改良関係頭羽数等調査

※飼養戸数については、2種以上の品種を飼養している農家も含む。

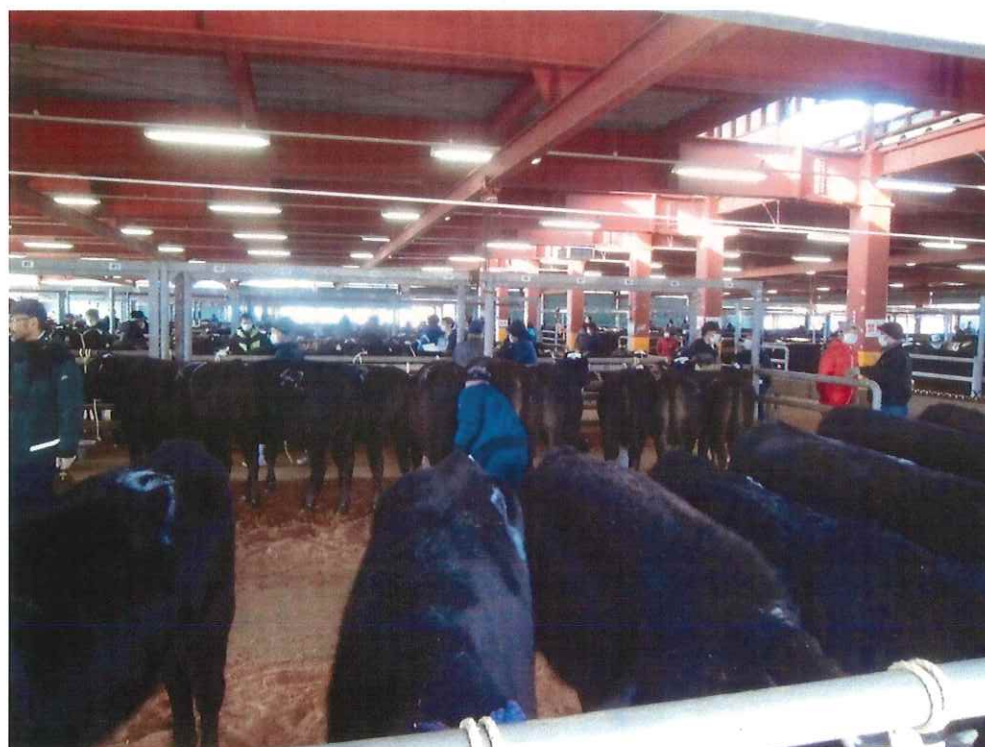
○肉用牛経営体別頭数（令和4年度）

（単位：戸、頭）

区分	飼養戸数	頭数計	繁殖牛				肥育牛
			おす	めす			
				成めす	育成	子牛	
繁殖経営	157	6,136	2	3,338	519	28	2,249
一貫経営	15	1,213	1	368	44	3	797
肥育経営	10	4,966					4,966
計	182	12,315	3	3,706	563	31	8,012

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

参考：家畜改良関係頭羽数等調査



青森県家畜市場で取引される肉用牛

○青森県の農業産出額（畜産）

（単位：千万円）

年度	合計	肉用牛	乳用牛	豚		鶏	鶏卵		その他
				生乳	ブロイラー				
H29	9,150	1,590	780	660	2,360	4,290	2,080	2,110	130
H30	9,050	1,640	860	720	2,160	4,240	1,930	2,160	150
R1	8,850	1,620	910	780	2,210	3,990	1,780	2,040	130
R2	8,830	1,440	930	830	2,240	4,110	1,790	2,170	130
R3	9,470	1,610	880	780	2,210	4,640	2,230	2,270	130

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

参考：農林水産省「生産農業所得統計」

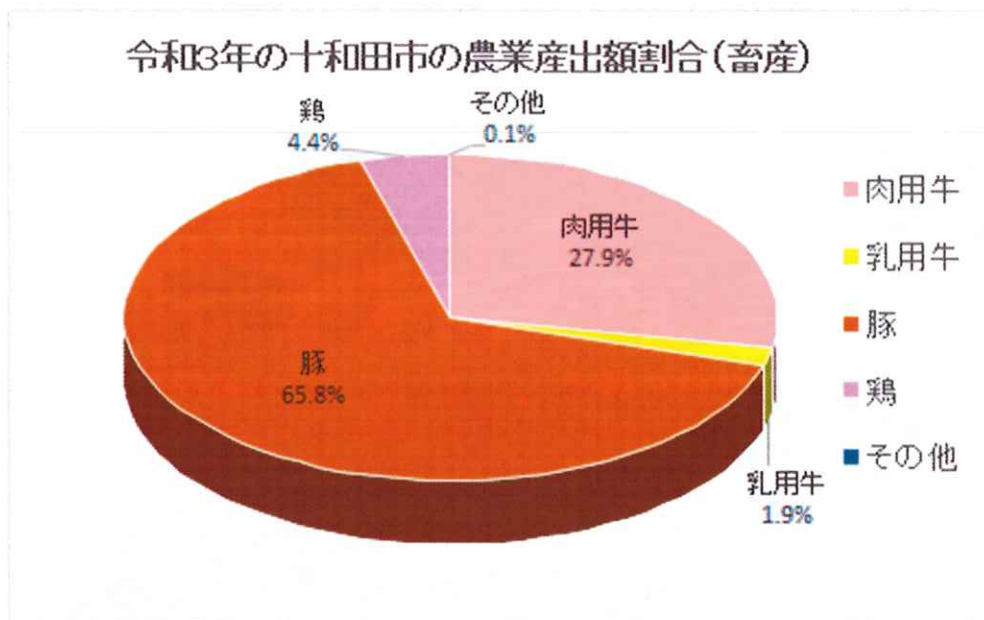
○十和田市の農業産出額（畜産）

（単位：千万円）

年度	合計	肉用牛	乳用牛	豚		鶏	鶏卵		その他
				生乳	ブロイラー				
H29	1,132	442	40	34	547	103	101	-	1
H30	1,077	434	43	37	500	98	94	-	2
R1	1,386	405	26	24	906	48	46	-	1
R2	1,345	349	27	25	920	48	46	-	1
R3	1,375	384	26	24	905	60	58	-	1

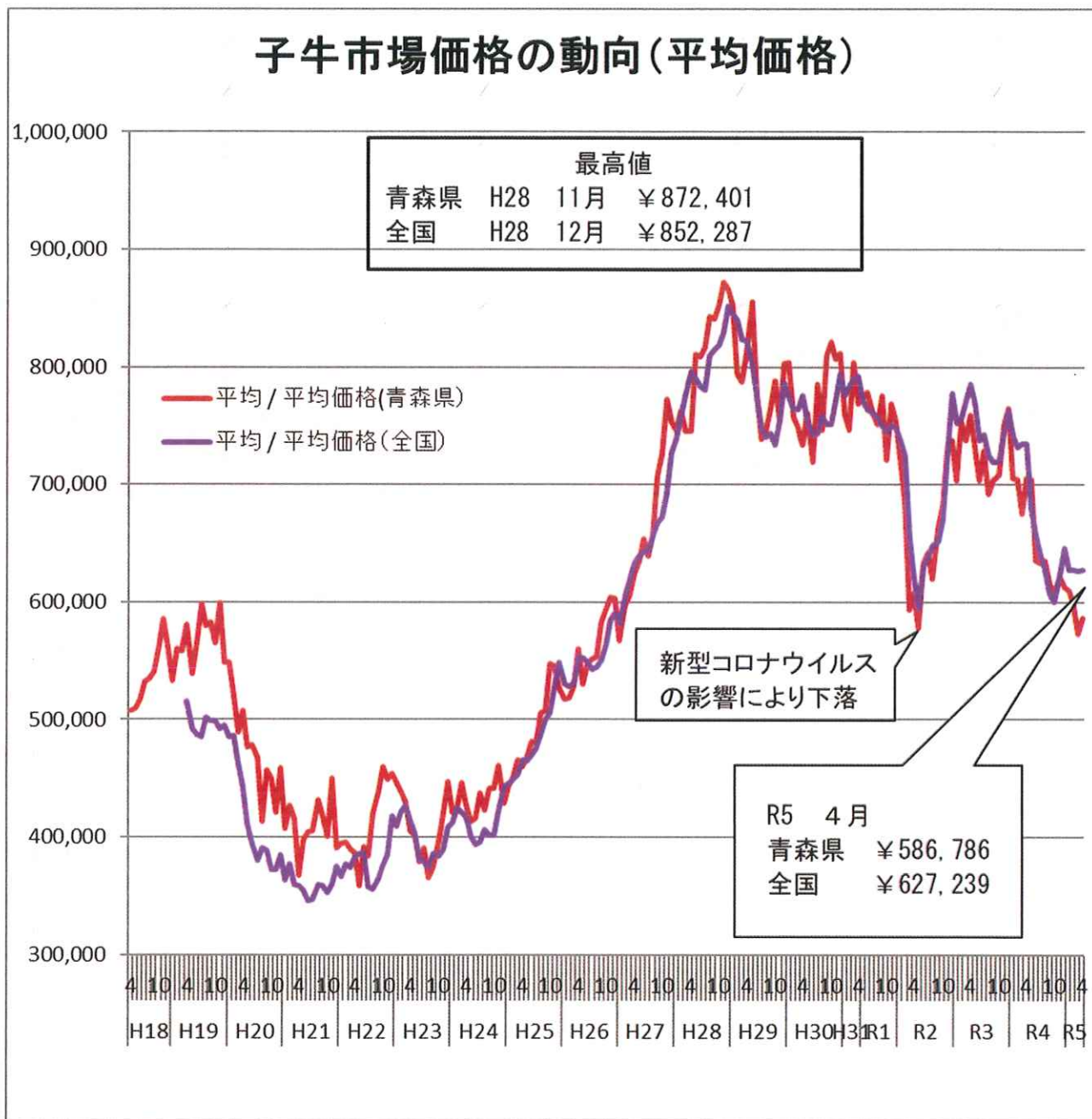
※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

参考：農林水産省「生産農業所得統計」



※農業産出額とは、年内に生産された農作物総量（自家消費分も含む）から、種子及び飼料などの中間生産物を控除した各農産物数量に、農家の販売価格（農家受取価格）を乗じて算出したものです。

○子牛市場価格の動向について



参考：(独) 農畜産業振興機構及び青森県家畜市場情報

肉用牛放牧利用状況

当地域における肉用牛の繁殖経営は、自然牧野を利用した放牧といった極めて粗放な放牧状態でしたが、昭和41年以降、大規模草地開発事業により草地改良が進み、放牧は自然草地から改良草地へ移行し、夏山冬里の飼養形態が定着しました。

しかし近年、畜産農家の減少や、日本短角種から黒毛和種への切り換えが進み、牧場利用頭数が減少してきています。

○令和4年度肉用牛放牧利用実績

管 理 主 体 名	放 牧 地 名	草 地 面 積	放 牧 頭 数			放 牧 料 金 (消 費 税 別)			放牧 開 設 年 度	利 用 戸 数	標 高	
			合 計	肉用牛	乳牛	成 牛	育 成	子牛			最 高	最 低
単 位		ha	頭	頭	頭	円	円	円	年	戸	m	m
田代牧野 畜産農協	田代平	244.0	200 (0)	200 (1)	0 (0)	180	180	50	S39	31	630	570
	北田代	125.1									580	540
深持牧野 農 協	検行平	87.5	休牧中			—	—	—	S36	0	540	260
	大中台	163.9				—	—	—	S45		640	540
奥瀬牧野 畜産農協	大真木平	183.0	0 (0)	140 (0)	0 (0)	180	180	80	S44	19	370	200
法量牧野 畜産農協	湯の平 (土筆森)	269.0	259 (0)	259 (0)	0 (0)	230	230	40	S58	30	560	400
十和田市	大 平	80.8	108 (0)	108 (0)	0 (0)	180	150	30	S43	43	540	415
	惣 辺	219.3	441 (30)	441 (30)	0 (0)				S45		650	580
	大幌内	193.2	0 (0)	0 (0)	0 (0)				S52		880	660
合 計	—	1,565.8	1,148 (31)	1,148 (31)	0 (0)	—	—	—	—	123	—	—

() 内は子牛の内数

農林畜産課調べ

(2) 乳用牛

飼養戸数、飼養頭数はともに減少傾向にあり、令和4年度は9戸、169頭でした。

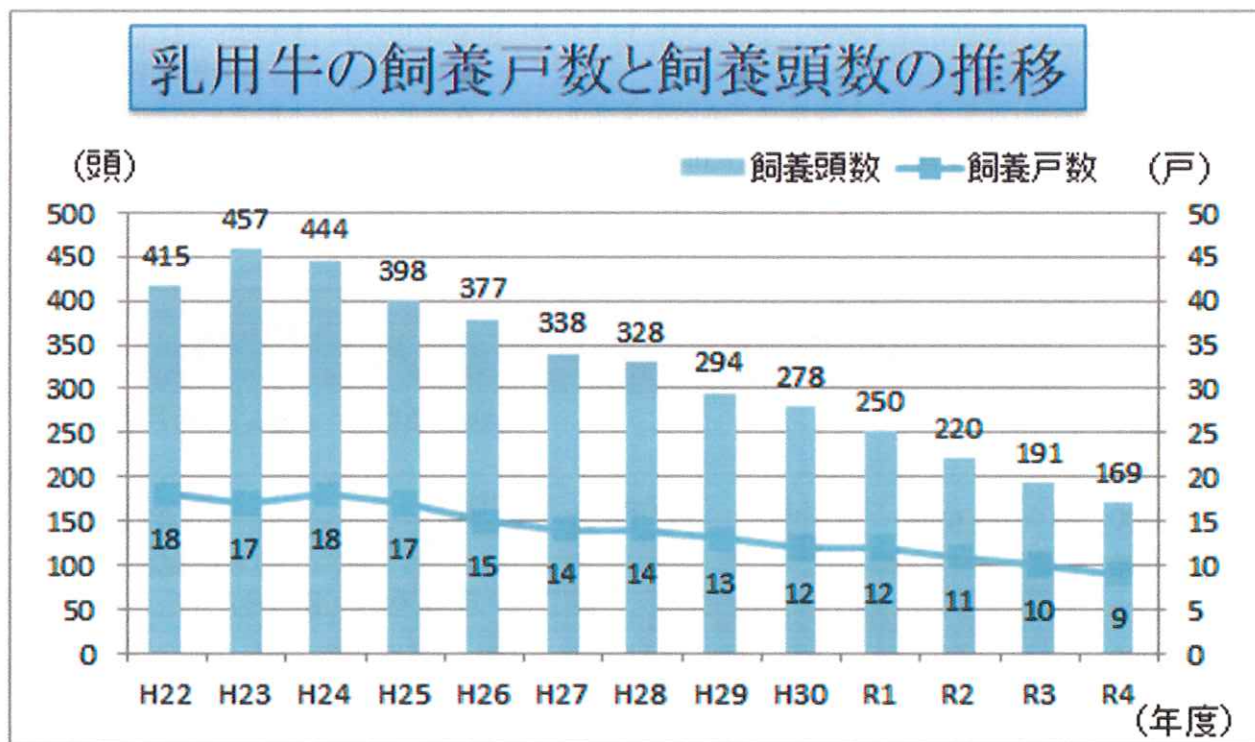
(単位：戸、頭)

年度	飼養戸数	飼 養 頭 数			一戸当りの 平均飼養頭数
			2歳以上	2歳未満	
H30	12	278	222	56	23.1
R1	12	250	198	52	20.8
R2	11	220	181	39	18.3
R3	10	191	164	27	19.1
R4	9	169	137	32	18.8

参考：家畜改良関係頭羽数等調査

※平成24年度からは青森県立三本木農業高等学校・青森県立三本木農業恵拓高等学校を含む。

(青森県立三本木農業恵拓高等学校は令和2年度以降)



参考：家畜改良関係頭羽数等調査

(3) 養豚

飼養戸数は、平成 23 年度から減少傾向にあり、令和 4 年度は 12 戸でした。飼養頭数は、令和元年度は一旦減少しましたが、令和 2 年度からは再び増加しており、令和 4 年度は 87,898 頭となりました。このことから、大規模農場による多頭化・専門化が進み、農家養豚から企業養豚に変わってきていることが分かります。

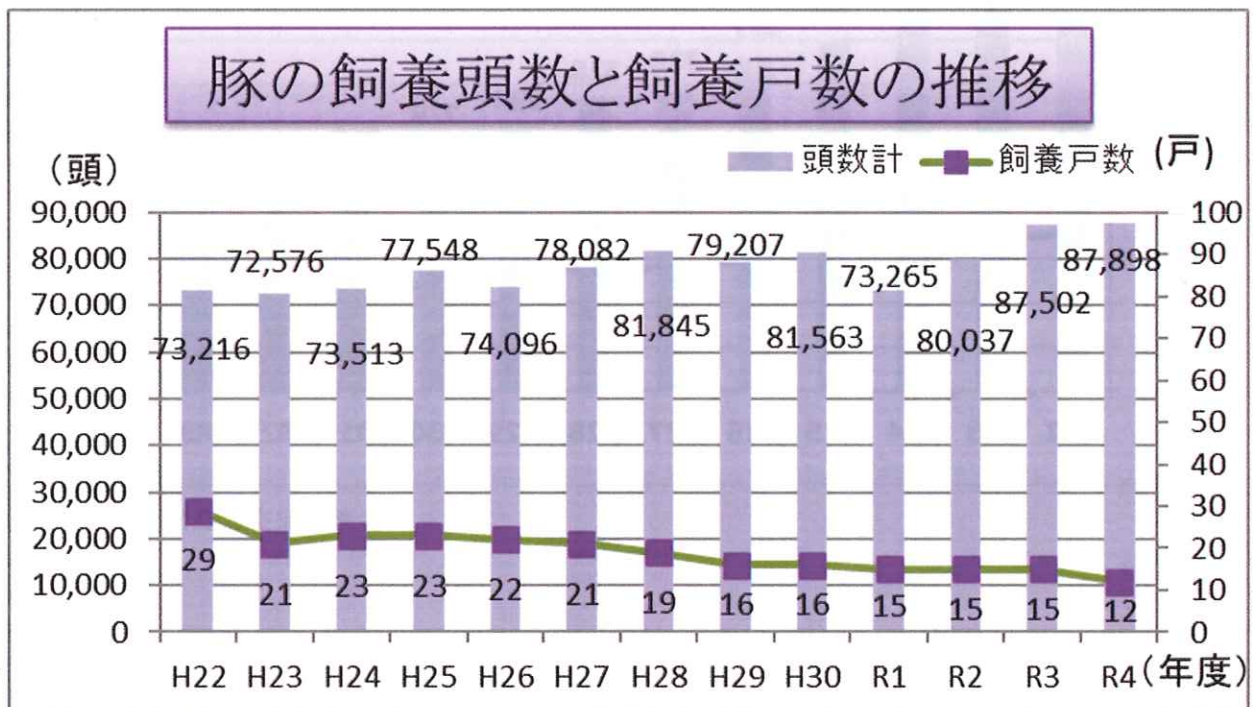
(単位：戸、頭)

年度	飼養戸数	飼養頭数計	繁殖豚				肥育豚 3ヶ月以上	肥育豚 3ヶ月未満
			おす	めす	育成豚			
					おす	めす		
H30	16	81,563	182	5,313	12	1,929	43,422	30,705
R1	15	73,265	170	6,305	15	637	36,793	29,345
R2	15	80,037	164	6,206	9	577	40,363	32,718
R3	15	87,502	165	6,321	1	895	44,494	35,626
R4	12	87,898	120	6,054	8	1,057	43,742	36,917

参考：家畜改良関係頭羽数等調査

※平成 24 年度からは北里大学、青森県立三本木農業高等学校・青森県立三本木農業恵拓高等学校を含む（青森県立三本木農業恵拓高等学校は令和 2 年度以降）

※繁殖めす頭数：平成 19～22 年度… 8 ヶ月以上、平成 23 年度以降… 12 か月以上



参考：家畜改良関係頭羽数等調査

(4) 馬

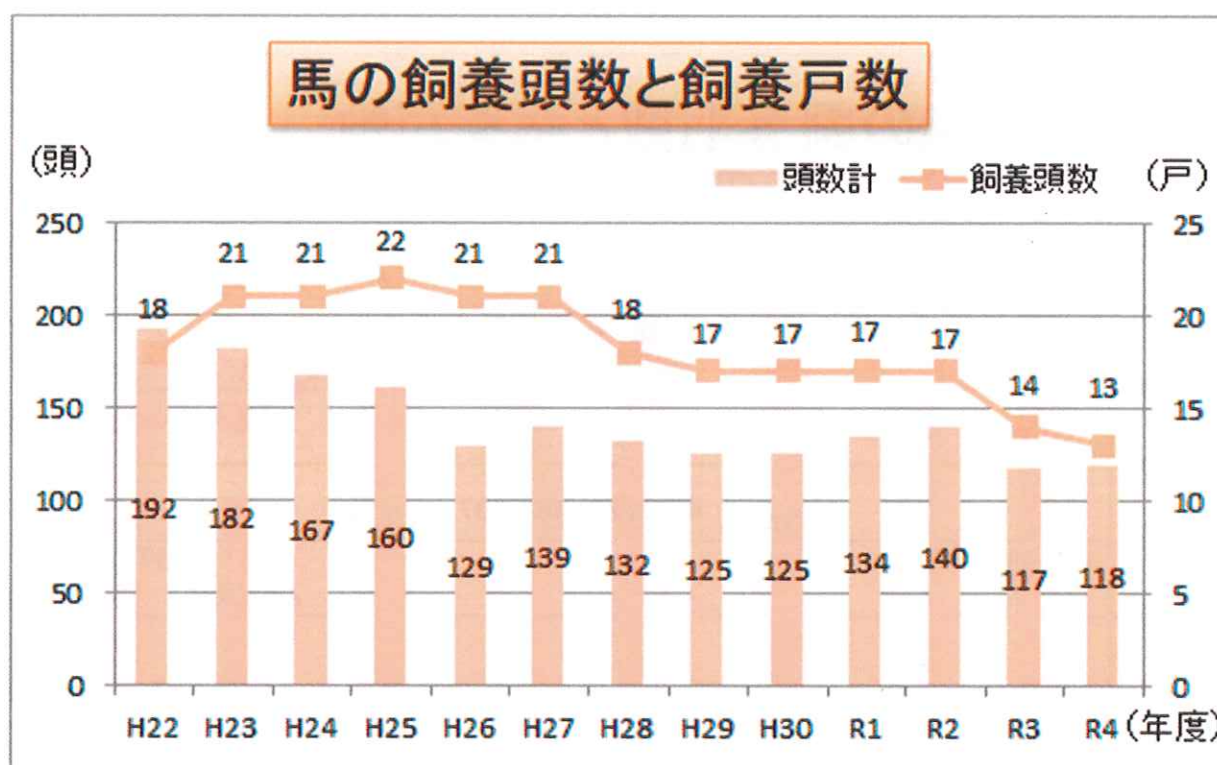
飼養戸数は減少傾向にあり、令和4年度の飼養戸数は13戸でした。飼養頭数は前年度から1頭増加し、118頭となりました。

(単位：戸、頭)

年度	飼養戸数	飼養頭数計	農用馬		軽種馬		その他	
			戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
H30	17	125	2	2	5	27	13	96
R1	17	134	1	1	5	28	13	105
R2	17	140	1	1	6	33	13	106
R3	14	117	2	2	6	21	9	94
R4	13	118	2	5	5	19	9	94

参考：家畜改良関係頭羽数等調査

※平成24年度からは北里大学、青森県立三本木農業高等学校・青森県立三本木農業恵拓高等学校を含む（青森県立三本木農業恵拓高等学校は令和2年度以降）



参考：畜改良関係頭羽数等調査

(5) 鶏

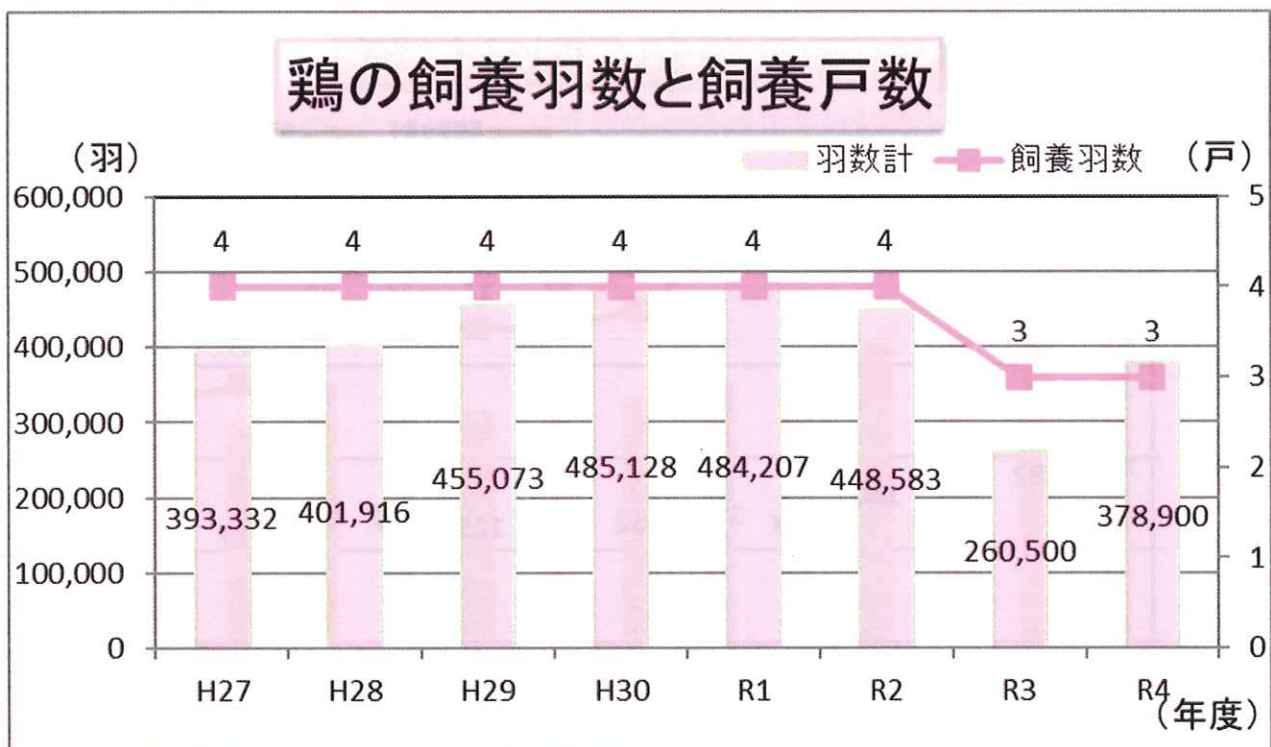
飼養戸数は、前年度と同じく3戸でした。飼養羽数は、前年度から118,400羽増加し、378,900羽となりました。

(単位：戸、羽)

年度	飼養戸数	飼養羽数計	成鶏		育成鶏	
			戸数	羽数	戸数	羽数
H30	4	485,128	2	153,637	3	331,491
R1	4	484,207	2	161,180	2	323,027
R2	4	448,583	2	137,783	2	310,800
R3	3	260,500	1	129,000	3	131,500
R4	3	378,900	1	122,000	2	256,900

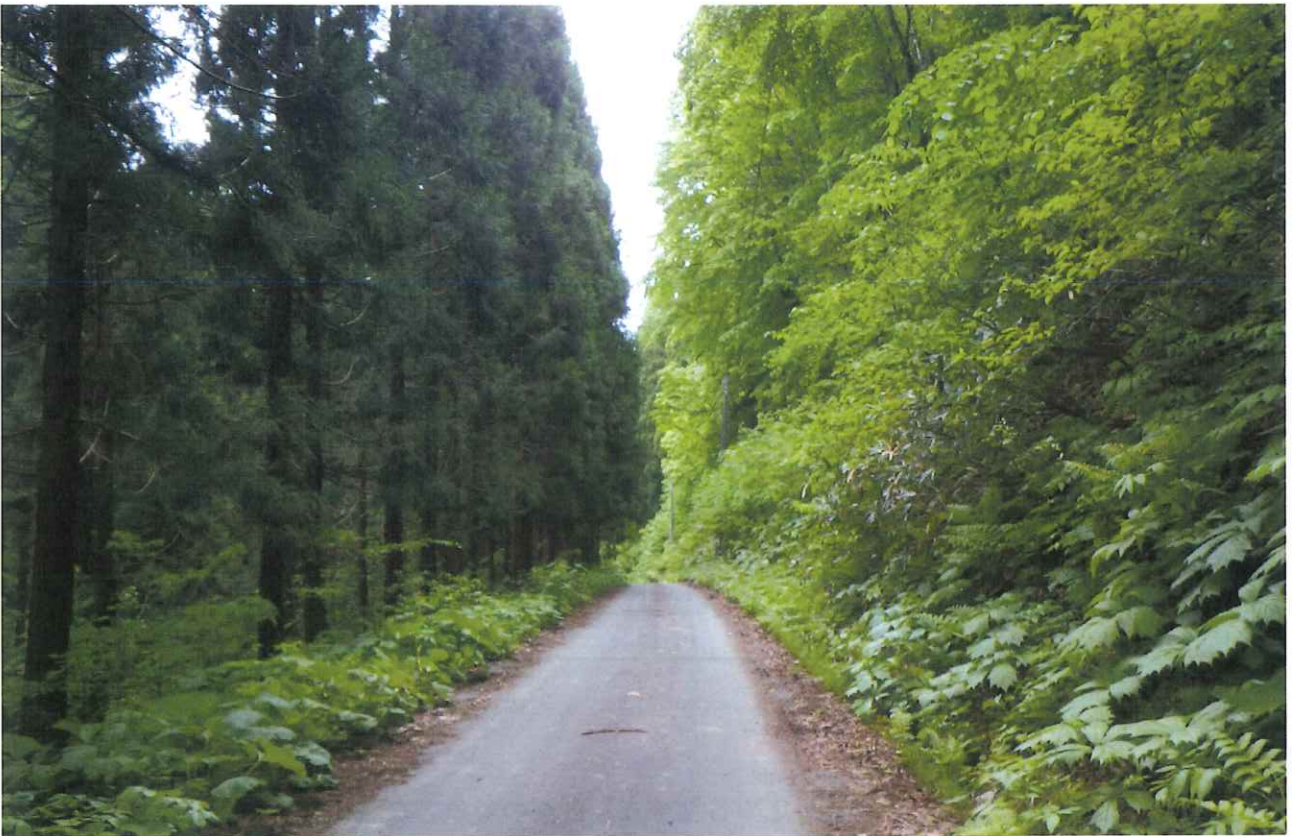
参考：家畜改良関係頭羽数等調査

※飼養戸数については、100羽以上飼養している農家を対象としています。また、成鶏と育成鶏の両方を飼養している農家もあるため、飼養戸数の合計は必ずしも一致しません。



参考：家畜改良関係頭羽数等調査

林業の振興



林道「長根線」

VI 林業の振興

1 十和田市の林業・木材産業の現状と今後の動向

当市における林業・木材産業を取り巻く情勢も全国・青森県内と同様に、木材価格の低迷による採算性の悪化、担い手の減少（後継者不足）及び林業従事者の高齢化などを原因として整備不足の森林・放置される森林が増加しており、水源涵養機能など、森林が本来持っている多面的機能の維持・発揮が懸念される状況にあります。

こうした現状において、今後は、本格稼働を開始した六戸町の大型木材加工施設や、当市の木製サッシ製造工場、八戸市の木質バイオマス発電施設などにより、主に県南地域を中心に木材の需要増加が想定されています。

このことから、木材の需要量の増加に伴う将来的な伐採量の増加も予想され、伐採後の植栽（再造林）をはじめとした森林整備の推進や、木材の有効活用を推進するための林地残材の利活用を図るなど、木材の付加価値を高め、効率的に木材を利用する循環を形成することが重要となっています。

また、平成30年5月に森林経営管理法が成立し、林業経営の意欲の低い森林所有者の経営を、市町村を介して意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図り、経済的に経営が成り立たない森林については市町村が自ら経営管理を行う新たな森林管理のスキームが構築されます。

これに伴い市町村では、平成30年度に、これらの管理に必要な情報（森林の所在、所有者、測量実施状況、森林経営計画の認定状況等）を網羅した「林地台帳」を整備しました。

今後は、森林経営管理制度に基づき、未整備森林の集約化を促進するため、森林資源の分布状況をより詳細に把握することを目的として、市内民有林の森林資源解析が予定されています。

(1) 林家戸数と保有山林面積

(単位：戸、ha)

年度	H17	H22	H27	R2
林家戸数	1,252	1,410	1,267	1,101
保有山林面積	5,032	5,882	5,297	4,644

※林家：保有山林面積が1ha以上の世帯

参考：2020 農林業センサス

2 十和田市森林整備計画

市町村森林整備計画は、都道府県が定める地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を1期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想です。当市では、令和2年3月に十和田市森林整備計画が策定されました。その後、令和4年1月12日付けで公表された三八上北地域森林計画変更計画書に適合させるため、令和4年3月に計画が変更されました。

なお、森林整備計画に従った森林の施業及び保護を確保していくために、森林法により次の制度が設けられています。

主な森林施業・伐採の制度

(1) 伐採および伐採後の造林の届出制度

森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務づけられています。市町村長は、市町村森林整備計画に適合した施業が行われるよう、届出があった計画に対し変更や遵守を命じることができます。

また、無届で伐採した場合等には、市町村長が伐採の中止及び造林を命じることができます。

なお、平成 28 年 5 月の森林法改正により、平成 29 年 4 月以降、伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行った方は、事後に市町村長への伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告が必要になりました。

(2) 森林の土地の所有者届出制度

平成 23 年 4 月の森林法改正により、平成 24 年 4 月以降に、新たに森林の土地の所有者となった方は、市町村長への届出が義務付けられました。

(3) 施業の勧告（要間伐森林制度）

市町村森林整備計画に従って施業が行われていないと認められる場合で、市町村森林整備計画の達成のために必要なとき、市町村長は森林所有者などに対し、施業を適切に行うよう勧告することができます。

3 市有林整備事業

市では平成 24 年度から市有林を管理するため、森林経営計画を作成し、この計画に基づいて下草刈り、間伐及び皆伐などの森林整備事業を実施しています。

令和 5 年度は、月日山市有林内で令和 4 年度までに伐採した 10.39ha 区域に対し、民有林野造林補助事業を活用し、スギの苗木 25,000 本を植栽します。

また、平成 24 年度にスギを植栽した 9.06ha 区域の保育のための除伐・枝打ちと 10.00ha の間伐の実施を予定しております。

○市有林整備スケジュール

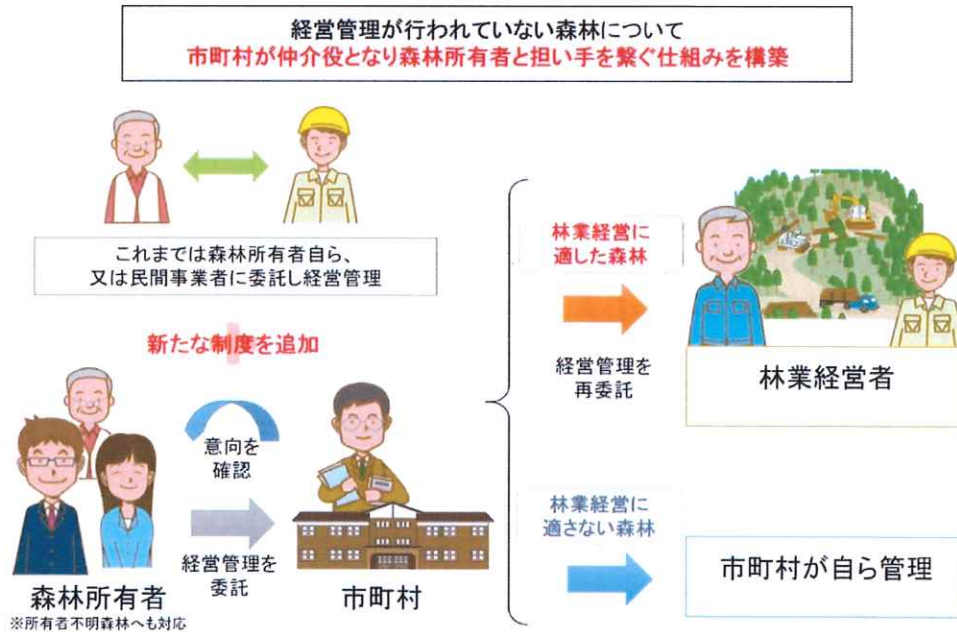
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
9.06	ha	H24 植栽				除伐・枝打ち	
10.39	ha	材積調査	立木売払（皆伐）			植栽	下刈
15.21	ha			材積調査	間伐 (2.99ha)	間伐 (10.00ha)	
10.00	ha						材積調査

4 林業振興対策

(1) 森林経営管理制度

森林所有者が自ら経営管理することが難しい山林について、市が森林所有者の意向を確認し、今後の経営管理の方針を協議した上で、森林所有者が市に山林の経営管理を委託できる制度です。

市は、委託された森林の状況により、適宜、林業経営者への再委託や、市が自ら行う間伐等により、森林の経営管理を行います。



※林野庁「森林経営管理制度（森林経営管理法）について」より

○森林経営管理制度の実施スケジュール

	R4	R5	R6	~	R15	R16
森林解析業務 (委託事業)	■					
航空レーザ測量 (委託事業)		■				
実施方針策定及び 意向調査資料作成 (委託事業)		■				
意向調査 (地域毎に実施)			■			
地域毎の計画策定				■		
地域毎の整備				■		

(2) 森林経営計画

森林経営計画とは、一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的として、森林所有者又は、森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象とし、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。

森林経営計画を策定し、これが認定されると、計画期間内の間伐下限面積が設定され、計画に沿った施業が義務化されますが、造林補助金制度が利用できる等の利点があります。

当市では、令和5年3月31日時点で、10団体、16計画を認定しています。



伐採作業の様子



植林作業の様子



植林及び下刈り作業後の森林

(3) 十和田市森林整備事業補助金

当市で活動する森林組合等が、計画的かつ機能的に森林を整備するために森林経営計画等を策定し、青森県民有林野造林補助金（補助率 68%）を活用して施業に取り組んでいる造林事業に対し、平成 29 年度から当市も独自に十和田市森林整備事業補助金（補助率 7%）を設け、事業費の補助を行うことで森林整備の推進を図っています。

主な要件について

- ・当市で活動する森林組合等が実施する造林事業であること
- ・青森県から青森県民有林野造林補助金の交付確定通知を受けていること

○十和田市森林整備事業の実績

年度	事業者名	施工数 (箇所)	面積 (ha)	植栽数 (本)	標準経費 (千円)	負担区分 (千円)		
						県 補助金	市 補助金	自己 負担金
H30	上北 森林組合	34	14.15	30,265	11,176	7,599	782	2,795
	上十三地区 森林組合	30	22.12	47,330	13,990	9,705	999	3,286
R1	上北 森林組合	34	30.58	63,835	23,152	15,742	1,620	5,790
	上十三地区 森林組合	11	8.53	18,482	6,041	4,107	422	1,512
R2	上北 森林組合	39	26.42	56,005	22,159	15,068	1,551	5,540
	上十三地区 森林組合	20	15.62	34,891	12,421	8,488	869	3,064
	(有)十和田 協栄林業	2	12.09	21,000	11,605	7,891	626	3,088
	(有)下久保 林業	15	11.50	27,200	12,642	8,596	595	3,451
R3	上北 森林組合	45	12.17	25,670	10,520	7,154	736	2,630
	上十三地区 森林組合	5	9.87	22,278	8,008	5,445	561	2,002
	(有)十和田 協栄林業	1	3.24	6,800	3,327	2,262	233	832
R4	上北 森林組合	32	18.37	38,320	15,957	10,851	1,117	3,989
	上十三地区 森林組合	14	7.11	16,005	6,669	4,535	467	1,667
	(有)下久保 林業	21	13.20	29,320	11,946	8,123	836	2,987

農林畜産課調べ

(4) 森林環境譲与税

森林整備を推進するため、平成31年4月から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、都道府県及び市町村に森林環境譲与税の譲与が開始しました。

森林環境譲与税の使途については、次のとおり市HPに公表しています。

(単位：千円)

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
森林環境譲与税額	24,503		52,070		48,898		62,932	
法で示された使途	事業総額		事業総額		事業総額		事業総額	
		うち森林環境譲与税		うち森林環境譲与税		うち森林環境譲与税		うち森林環境譲与税
森林整備 (間伐、路網等整備等)	7,414	7,414	9,665	9,665	8,116	8,116	33,223	33,223
木材利用・普及啓発	2,599	2,599	119,418	42,405	128,654	40,782	30,117	29,709
その他	14,490	14,490	—	—	—	—	—	—

政策財政課調べ

※令和元年度の使途「その他」については、公共施設の木材利用に使用するための基金に積立し、令和2年度の木造公共建築物の整備等に使用

5 十和田市の森林の現況

(1) 民有林（公有林及び私有林）の現況

当市の総森林面積は、総土地面積 72,565ha のうち 65.7% を占める 47,702ha となっています。

民有林面積は 19,472ha で、このうち公有林面積（県有林、市有林、財産区有林）は 3,902ha（民有林比：20.0%、総森林比：8.2%）、私有林面積は 15,570ha（民有林比：80.0%、総森林比：32.6%）となっています。

図1 総土地面積に占める森林比率

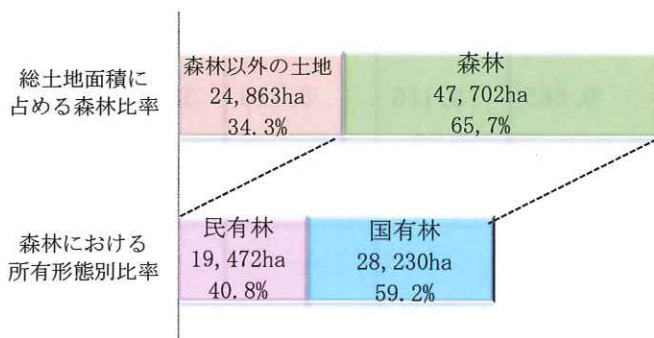
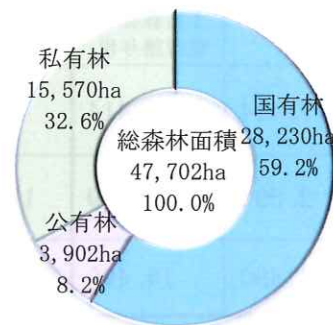


図2 保有形態別森林面積の内訳



民有林におけるスギを主体とした人工林面積は 12,142ha であり、人工林率 62.4% は県平均の 55.0% を上回っています。特に、8 齢級以上の人工林が 10,085ha で人工林面積全体の 83.1% を占めていることから、主伐期を迎える人工林が、今後さらに増加していくことが見込まれており、計画的な伐採による木材の循環利用の促進が重要となっています。

図3 民有林における立木地別森林面積

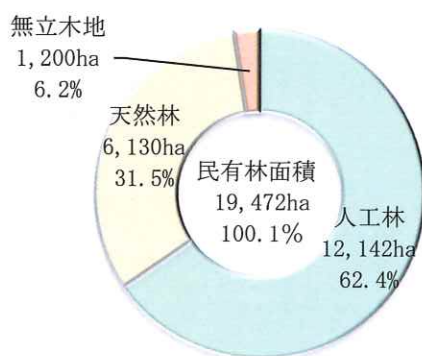
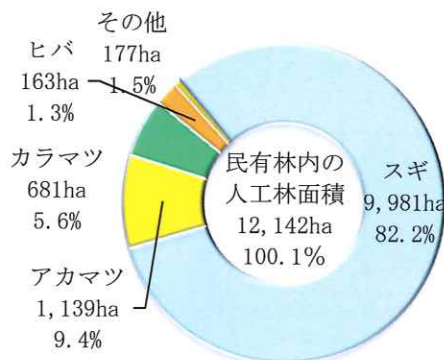


図4 民有林における人工林の樹種別面積



※面積については、区分ごとに四捨五入しているため、区分ごとの面積が総面積と異なる場合があります。

比率については、区分ごとに四捨五入しているため、合計が異なり、100%を超える場合があります。

図5
民有林における天然林の樹種別面積

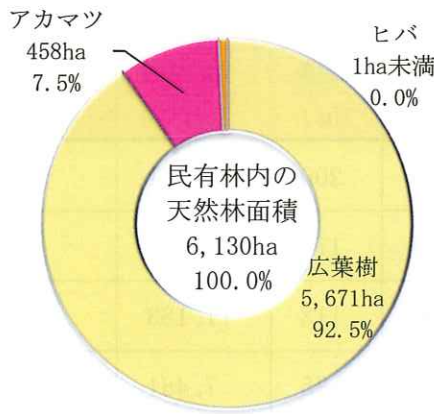
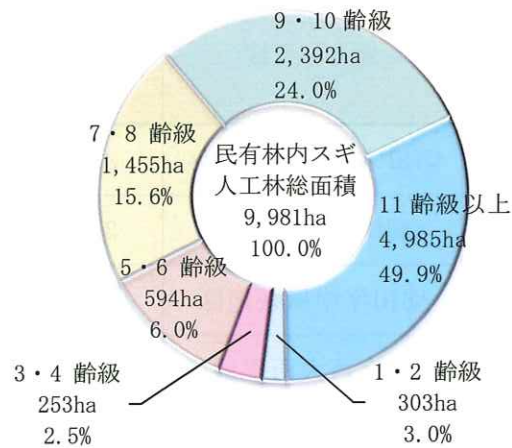


図6
民有林内スギ人工林の齢級別面積



※面積・比率については、区分ごとに四捨五入しているため合計が異なり、100%を超える場合があります。

(2) 国有林の現況

当市の国有林の面積は 28,230ha (官行造林地含む) となっています。

上北地域県民局地域農林水産部所管の地区(上十三地区)における国有林面積比では 43.1%を、当市の総森林面積比では 59.2%を占めています。

また、森林資源別にみると、国有天然林は当市の国有林面積全体の 70.8%を占める 19,980ha であり、青森県における国有天然林のうち 8.4%を、上十三地区における国有天然林のうち 53.0%を占めています。

図7
上北管内に占める当市の国有林の比率

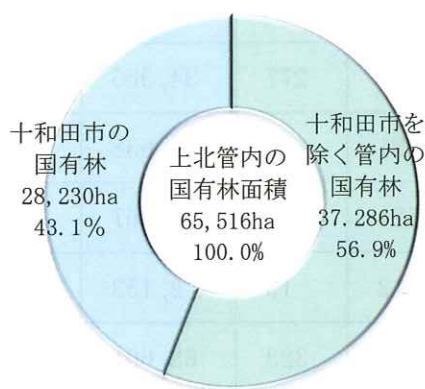
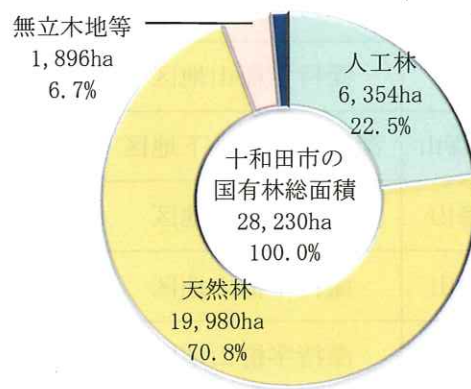


図8
国有林における立木地別森林面積



※各統計数値は「令和4年度青森県森林資源統計書」より

※面積・比率については、区分ごとに四捨五入しているため合計が異なり、100%を超える場合があります。

6 十和田市の林道

(1) 十和田市の林道一覧

No	路線名	地 区	幅員 (m)	延長 (m)	利用区域		密度 (m/ha)
					面積 (ha)	蓄積 (m ³)	
1	大畑	切田字西大沼平地区	3.0	4,420	200	34,761	22.10
2	月ノ沢	切田字大畑地区	3.0	2,040	177	39,279	11.53
3	中屋敷	切田字中屋敷地区	4.0	1,900	113	11,183	16.81
4	陰ヶ沢	切田字西大沼平地区	3.0	1,710	75	7,481	22.80
5	切田	切田字西大沼平地区	3.0	830	93	10,275	8.92
6	夏間木	切田字夏間木地区	3.6	2,638	167	15,614	15.80
7	高森山	三本木字佐井幅地区	4.0	720	41	10,448	17.56
8	倉手	三本木字沢幅地区	4.0	1,363	153	24,835	8.91
9	柏木	大不動字柏木地区	3.0	4,730	249	36,130	19.00
10	第1大平	滝沢字上指久保地区	3.6	2,300	455	63,812	5.05
11	長下	米田字長下地区	3.0	2,538	137	24,591	18.53
12	森ノ越	米田字森ノ越地区	3.0	2,610	110	14,615	23.73
13	一本松	米田字山日向地区	4.0	1,021	20	3,524	51.05
14	小増沢	深持字若狭地区	3.6	3,146	138	20,730	22.80
15	深持	深持字梅山地区	3.6	3,840	277	34,365	13.86
16	第2高森山	深持字梅家ノ下地区	4.0	1,081	76	11,638	14.22
17	第1梅山	深持字梅山地区	3.0	621	25	4,067	24.84
18	第2梅山	深持字梅山地区	3.0	512	13	2,153	39.38
19	上田唐松	深持字梅山地区	5.0	4,693	323	62,601	14.53
20	立石	沢田字栃ノ台地区	3.6	3,863	63	7,955	61.32
21	館	沢田字沢田地区	3.6	680	14	3,119	48.57
22	沼ノ台	奥瀬字栃久保地区	4.0	6,490	398	83,785	16.31
23	黄瀬	奥瀬字黄瀬地区	3.6~4.0	12,180	518	44,555	23.51

No	路線名	地 区	幅員 (m)	延長 (m)	利用区域		密度 (m/ha)
					面積 (ha)	蓄積 (m ³)	
24	松見	奥瀬字黄瀬地区	3.6	3,875	103	5,244	37.62
25	片瀧川	奥瀬字仙ノ沢地区	4.0	4,150	338	70,558	12.28
26	熊ノ沢	奥瀬字栃久保地区	3.6	1,200	185	26,707	6.49
27	大真木	奥瀬字仙ノ沢地区	3.6	384	125	16,105	3.07
28	色内	奥瀬字北向地区	4.0	5,399	558	98,017	9.68
29	猿倉	奥瀬字仙ノ沢地区	4.0	3,380	275	40,806	12.29
30	高真木	奥瀬字高真木地区	4.0	2,000	63	5,310	31.75
31	第2高真木	奥瀬字仙ノ沢地区	4.0	1,975	44	5,432	44.89
32	中里川目	法量字相ノ窪地区	4.0	5,000	645	47,930	7.75
33	土筆森	法量字相ノ窪地区	4.0	1,180	150	7,313	7.87
34	赤飯平	法量字相ノ窪地区	4.0	400	70	4,510	5.71
35	九平大	法量字焼山地区	3.6	608	166	15,177	3.66
36	法両	法量字有備地区	3.6	1,136	75	4,213	15.15
37	湯ノ台	法量字焼山地区	4.0	2,940	250	48,587	11.76
38	西の沢	法量字林ノ上地区	4.0	3,371	192	25,807	17.56
39	長根	法量字相ノ窪地区	4.0	3,250	115	11,808	28.26
40	第3長根	法量字相ノ窪地区	4.0	2,000	329	22,266	6.08
41	第2長根	法量字相ノ窪地区	4.0	7,617	567	57,017	13.43
42	林ノ上	法量字林ノ上地区	4.0	5,912	302	26,974	19.58
43	段ノ台	法量字川口平地区	4.0	1,542	47	4,529	32.81
44	第4長根	法量字相ノ窪地区	4.0	1,347	50	7,256	26.94
45	川台	法量字川台平地区	4.0	3,913	146	17,894	26.80
46	有備	法量字有備地区	4.0	1,164	51	6,831	22.82
47	山屋	法量字山屋地区	4.0	1,868	87	10,394	21.47

No	路線名	地 区	幅員 (m)	延長 (m)	利用区域		密度 (m/ha)
					面積 (ha)	蓄積 (m ³)	
48	長沢	法量字長沢地区	4.0	1,973	65	8,669	30.35
49	小倉	法量字小倉川原地区	4.0	1,751	39	4,847	44.90
50	滝ノ沢	法量字滝ノ沢地区	4.0	1,633	35	6,100	46.66
	合計	-	-	136,894	8,907	1,177,817	-

※芦沢梅線は令和4年度末に市道へ編入

農林畜産課調べ

(2) 林道施設の長寿命化について

林道施設の補修・更新等を効果的に推進するため、林野庁で策定した「林野庁インフラ長寿命化計画」に基づき、令和2年度末までに林道橋の点検を実施し、令和3年1月に「十和田市林道施設長寿命化計画（個別施設計画）」を策定しました。

この計画に基づき、令和4年度に林道施設の長寿命化対策として直近判定レベルIV（緊急措置段階）と判定された「小増沢線4号橋」の補修を実施しました。

また、令和4年度は定期点検を9橋実施しました。なお、令和5年度は、定期点検を4橋実施予定です。

【橋梁補修事業】



【橋梁定期点検事業】

(単位：千円)

年度	点検橋 梁数	活用した補助事業名	事業費 (予算額)	負担区分	
				県	市
H30	8	青森県合板・製材・集成材 国際競争力強化対策事業	3,024	3,000	24
R1	14	青森県次世代木材・供給システム構築事業	5,500	5,000	500
R4	9	(活用できる補助事業がないため 市単独費により実施)	2,200	—	2,200
R5	4	農山漁村地域整備交付金	(7,300)	(1,850)	(5,450)

農林畜産課調べ

十和田市林道橋点検結果一覧表

管理番号	橋梁名	路線名	橋梁区分	架設年次(西暦)	橋長(m)	全幅員(m)	径間数(径間)	点検実施年度	直近判定
1	大畑線1号橋	大畑線	一般管理型	1960	9.5	4.0	1	R1	Ⅱ
2	大畑線2号橋	大畑線	一般管理型	1961	6.3	4.1	1	R1	Ⅱ
3	蔭ヶ沢線1号橋	蔭ヶ沢線	一般管理型	1968	4.0	4.1	1	R1	Ⅱ
4	柏木線1号橋	柏木線	一般管理型	1955	5.1	3.9	1	R1	Ⅱ
5	小増沢線1号橋	小増沢線	一般管理型	1967	10.4	4.3	1	R1	Ⅲ
6	小増沢線2号橋	小増沢線	一般管理型	1967	10.4	4.3	1	R1	Ⅲ
7	小増沢線3号橋	小増沢線	一般管理型	1967	10.4	4.3	1	R1	Ⅲ
8	小増沢線4号橋	小増沢線	一般管理型	1967	10.4	4.3	1	R1	Ⅳ (R4補修済)
9	片淵川線1号橋	片淵川線	一般管理型	1952	6.0	4.3	1	R4	Ⅲ
10	片淵川線2号橋	片淵川線	一般管理型	1952	8.1	4.3	1	R4	Ⅲ
11	片淵川線3号橋	片淵川線	一般管理型	1952	8.0	4.3	1	R4	Ⅲ
12	片淵川線4号橋	片淵川線	一般管理型	1952	6.0	4.3	1	R4	Ⅲ
13	片淵川線5号橋	片淵川線	一般管理型	1953	6.0	4.4	1	R4	Ⅲ
14	片淵川線6号橋	片淵川線	一般管理型	1953	7.0	4.2	1	R4	Ⅲ
15	片淵川線7号橋	片淵川線	一般管理型	1953	7.0	4.3	1	R4	Ⅲ
16	片淵川線8号橋	片淵川線	一般管理型	1954	6.1	4.3	1	R4	Ⅲ
17	片淵川線9号橋	片淵川線	一般管理型	1954	7.0	4.4	1	R4	Ⅲ
18	色内線1号橋	色内線	一般管理型	1972	10.4	4.7	1	R1	Ⅱ
19	湯ノ台線1号橋	湯ノ台線	一般管理型	1970	12.4	4.8	1	R1	Ⅲ
20	西の沢線1号橋	西の沢線	予防保全型	1972	22.5	4.8	1	H30	Ⅱ
21	長根線1号橋	長根線	予防保全型	1989	16.5	4.7	1	H30	Ⅲ
22	第2長根橋	第2長根線	予防保全型	1984	17.5	5.0	1	H30	Ⅱ
23	館線1号橋	館線	一般管理型	1969	3.5	3.8	1	R1	Ⅱ
24	深持線1号橋	深持線	一般管理型	1969	3.2	4.4	1	R1	Ⅱ

予防保全型： 橋長15m以上の橋梁及び跨線橋や跨道橋など、常に健全性を確保する必要がある橋梁。

一般管理型： 橋長15m未満の小規模な橋梁。

判定	区分	状態
直近判定Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
直近判定Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
直近判定Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
直近判定Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

個別施設計画（一部抜粋）

管理 番号	路線名	橋梁名	計画内容					優先度
			計画期間	内容		実施 予定時期	対策費用 (概算： 百万円)	
				分類	概要(数量)			
1	大畑線	大畑線 1号橋	R3~R12	維持	-	-	-	低
2	大畑線	大畑線 2号橋	R3~R12	維持	-	-	-	低
3	蔭ヶ沢線	蔭ヶ沢線 1号橋	R3~R12	維持	-	-	-	低
4	柏木線	柏木線 1号橋	R3~R12	維持	-	-	-	低
5	小増沢線	小増沢線 1号橋	R3~R12	補修	断面補修等	R4	27.6	中
6	小増沢線	小増沢線 2号橋	R3~R12	補修	断面補修等	R5	28.7	中
7	小増沢線	小増沢線 3号橋	R3~R12	補修	断面補修等	R6	29.7	中
8	小増沢線	小増沢線 4号橋	R3~R12	補修	断面補修等	R3	43.7	高
9	片淵川線	片淵川線 1号橋	R3~R12	更新	BOX カルバート	R9	25.6	中
10	片淵川線	片淵川線 2号橋	R3~R12	補修	断面補修等	R10	19.9	中
11	片淵川線	片淵川線 3号橋	R3~R12	補修	断面補修等	R11	16.4	中
12	片淵川線	片淵川線 4号橋	R3~R12	維持	-	-	-	中
13	片淵川線	片淵川線 5号橋	R3~R12	維持	-	-	-	中
14	片淵川線	片淵川線 6号橋	R3~R12	維持	-	-	-	低
15	片淵川線	片淵川線 7号橋	R3~R12	維持	-	-	-	低
16	片淵川線	片淵川線 8号橋	R3~R12	維持	-	-	-	低
17	片淵川線	片淵川線 9号橋	R3~R12	更新	BOX カルバート	R12	25.6	中
18	色内線	色内線 1号橋	R3~R12	維持	-	-	-	低
19	湯ノ台線	湯ノ台線 1号橋	R3~R12	補修	断面補修等	R8	25.2	中
20	西の沢線	西の沢線 1号橋	R3~R12	維持	-	-	-	低
21	長根線	長根線 1号橋	R3~R12	補修	断面補修等	R7	25.1	中
22	第2長根線	第2長根橋	R3~R12	維持	-	-	-	低
23	館線	館線 1号橋	R3~R12	維持	-	-	-	低

※令和4年11月28日付け、三八上北森林管理署との協定締結により、片淵川線1～3号は三八上北森林管理署で維持管理することとした。

鳥獣被害対策



米田地区で捕獲されたアライグマ

VII 鳥獣被害対策

1 鳥獣被害対策

平成 21 年度から 3 年ごとに「十和田市鳥獣被害防止計画」を作成し、農作物等への鳥獣被害対策を行っています。

平成 29 年度には「十和田市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、実施隊員を中心に被害の防止・軽減に努めています。実施隊員は、市の非常勤職員として人的被害防止等の職責を担うため、銃器を取り扱う技術の向上や、狩猟及び野生鳥獣に対する知識等の習得に積極的に努めています。

また、令和 2 年 8 月に作成した「十和田市有害鳥獣対策マニュアル（獣種別）」に基づき、県や警察等の関係機関との情報共有、連携のもと対応していきます。

■ツキノワグマ

農作物被害等の状況（被害区域・被害発生時期など）を勘察し、箱わなによる確実な捕獲に取り組んでいます。また近年、その出没範囲が拡大し住宅街で目撃されるケースも発生していることから、必要に応じて人的被害防止のため銃器を用いた緊急的な捕獲も実施します。

■カラス、カワウ、カモ類、サギ類

奥入瀬川流域の広範囲にかけて、放流した稚魚等が食害を受けているため、銃器による捕獲を実施しています。

■アライグマ

令和 2 年度に農家から自家消費作物の被害情報があったことから、箱わなを設置し捕獲を実施しました。捕獲頭数は年々増加傾向にあり、令和 4 年度は 86 頭が捕獲されました。設置したセンサーカメラには未だ多数のアライグマが撮影されていることから、今後も積極的な捕獲を実施します。

■ニホンジカ

令和 2 年度に田植え時期の水稻被害及びにんにく畑のマルチシートの穴開け被害が初めて確認され、銃器による捕獲を実施しました。令和 4 年度も引き続き捕獲を実施しましたが、実際の捕獲には至りませんでした。今後も目撃情報の収集やセンサーカメラの設置を行い、農作物被害等の情報収集に努めるとともに、積極的な捕獲を実施します。

■イノシシ

目撃件数が増加しており、令和 4 年度は 2 件の農作物被害が発生しました。また、有害鳥獣としては初めてイノシシが捕獲されました。今後も引き続き目撃情報やセンサーカメラによる撮影等の情報収集及び市民への広報活動に努め、農作物等の被害状況に応じて箱わなやくくりわなによる捕獲を実施します。

■ニホンザル

目撃や農作物被害等は少ないものの、人的被害も危惧されることから、引き続き情報収集及び市民への広報活動に努め、農作物等の被害状況に応じて箱わなによる捕獲を実施します。

(1) 有害鳥獣対策事業

鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法に基づき、農林水産業及び人的被害等の防止・軽減を図るため、鳥獣被害対策実施隊による箱わなの設置や猟銃による有害鳥獣の捕獲を実施します。

○有害鳥獣の目撃件数

(単位：件)

鳥獣種名	H30	R1	R2	R3	R4
ツキノワグマ	41	30	34	22	22
ニホンジカ	25	52	52	39	5
イノシシ	1	1	1	21	11
ニホンザル	15	1	1	1	0
合計	82	84	88	83	38

農林畜産課調べ

○ツキノワグマによる食害件数

(単位：件)

被害作物の種類	H30	R1	R2	R3	R4
デントコーン	2	5	—	4	1
スイートコーン	4	—	—	—	—
ハチミツ	1	2	1	—	—
プラム	1	—	—	—	—
トウモロコシ	—	—	—	—	—
桃	—	3	—	—	—
リンゴ	—	—	—	—	—
ブルーベリー	2	1	—	1	2
その他	2	—	3	—	2
合計	12	11	4	5	5

農林畜産課調べ

○有害鳥獣捕獲業務の捕獲実績

(単位：件、頭、羽)

年度	鳥獣種名	許可件数	捕獲実績	猟友会・実施隊による捕獲実績
H30	ツキノワグマ	17	17	17
	カラス	12	379	41
	カワウ等	3	125	125
	合計	32	521	183
R1	ツキノワグマ	12	18	18
	カラス	12	249	5
	カワウ等	1	42	42
	合計	25	309	65
R2	ツキノワグマ	8	24	24
	カラス	12	142	2
	カワウ等	2	35	35
	アライグマ等	7	31	31
	ニホンジカ	2	—	—
	合計	29	232	92
R3	ツキノワグマ	6	16	16
	カラス	5	32	2
	カワウ等	2	23	23
	アライグマ等	3	54	54
	ニホンジカ	6	1	1
	イノシシ	9	—	—
	合計	22	125	95
R4	ツキノワグマ	12	18	18
	カラス	7	38	6
	カワウ等	2	6	6
	アライグマ	3	86	86
	ニホンジカ	1	—	—
	イノシシ	2	3	3
	合計	27	151	119

農林畜産課調べ

※許可件数については、1度に複数種類の鳥獣を許可している場合があります。

○有害鳥獣捕獲状況について

- ・ツキノワグマは毎年度同じ程度捕獲されています。
- ・アライグマは毎年増加傾向にあり、近年は市街でも目撃され始めました。
- ・イノシシは令和4年度に初めて3頭捕獲されました。

(2) 有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業

鳥獣被害対策実施隊の隊員数の減少と高齢化対策として、新たな捕獲従事者を確保するため、平成30年から、捕獲に必要な狩猟免許や銃の所持許可証の取得に要する費用等を補助し、有害鳥獣捕獲従事者の育成に努めています。

主な要件について

- ・市内に住所を有する50歳以下の者
- ・第一種銃猟免許または銃の所持許可証、若しくはわな猟免許を取得した者
- ・青森県猟友会十和田市支部に加入し、5年以上継続して捕獲に取り組める者

○補助対象者数

(単位：人)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
補助対象者数	1	1	1	0	0

農林畜産課調べ

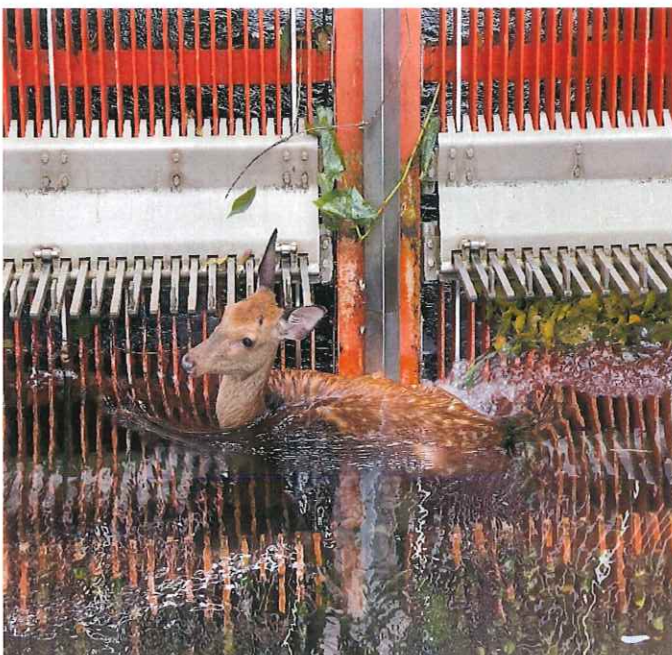
○実施隊の隊員数と平均年齢

(単位：人、歳)

年度	総隊員数			平均年齢
		猟友会	市職員	
H30	70	66	4	65.4
R1	66	62	4	66.4
R2	63	58	5	65.5
R3	63	58	5	65.9
R4	63	58	5	67.4

農林畜産課調べ

※平均年齢は猟友会所属の実施隊員の平均年齢



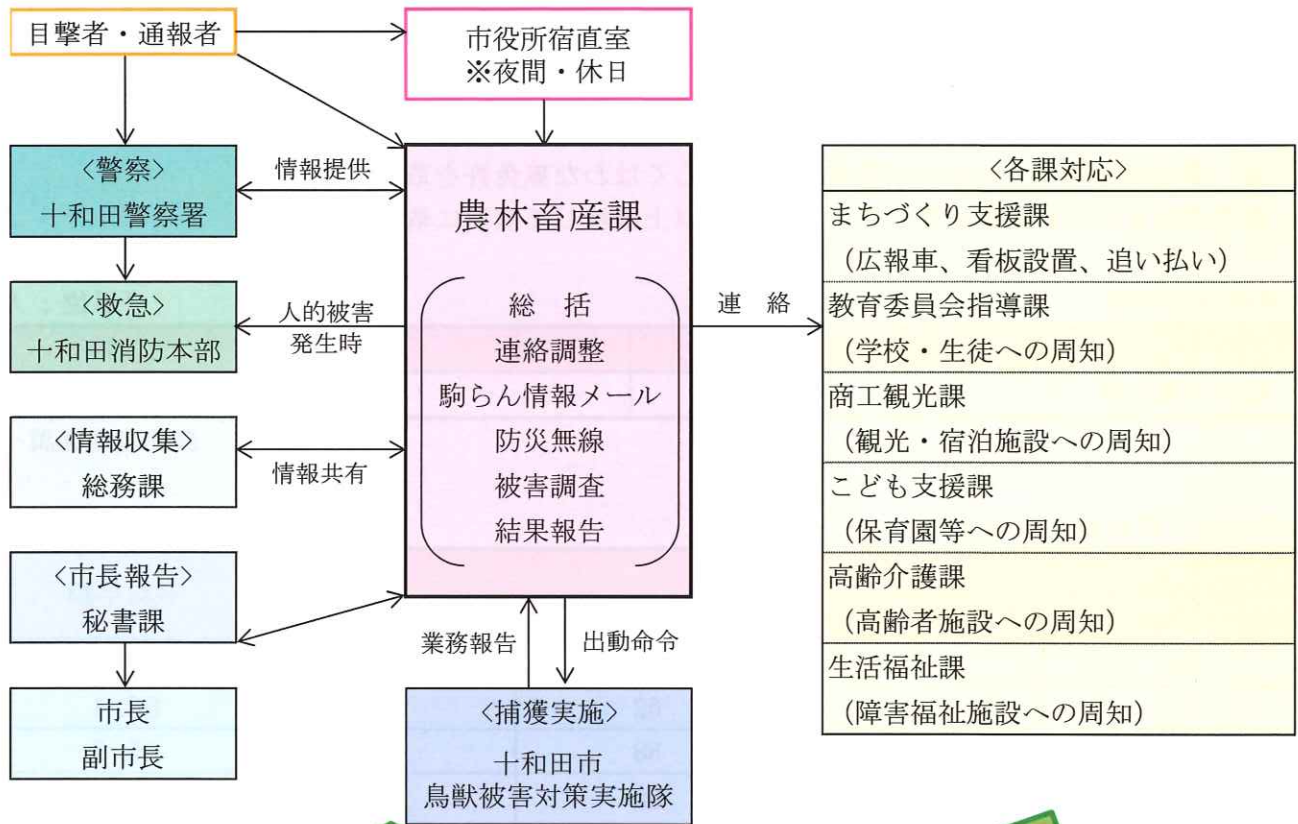
三本木字下平地区で撮影されたニホンジカ



鳥類を捕獲する実施隊員

○出没時の対応については以下のフロー図によって迅速に対応できる体制を整えています。

十和田市有害鳥獣対策フロー図



令和4年度 十和田市クマ出没状況



水産業の振興



奥入瀬川へのアユ放流の様子

VIII 水産業の振興

1 水産業の変遷

当市は、南祖坊の伝説が残る神秘の湖「十和田湖」や、四季の変化に富む「奥入瀬川」を始めとした、豊かな水資源を有しています。

十和田湖は約 20 万年前の火山活動による陥没に雨水が溜まってできたカルデラ湖で、周囲の長さ約 46km、最深部の水深は約 327m で日本 3 位の深さがあります。以前は、銚子大滝に阻まれてしまい、魚が生息しないと言われていました。しかし、明治時代に和井内貞行氏によるヒメマスの子魚の放流が成功して以来、ふ化・放流事業が行われています。平成 27 年 1 月には、十和田湖で捕れたヒメマスが「十和田湖ひめマス」として地域団体商標に登録され、地域ブランドとして認められました。朝に水揚げされた十和田湖ひめマスは、新鮮なうちに出荷されます。

十和田湖から唯一流れ出る奥入瀬川のうち、子ノ口から焼山までの約 14km は「奥入瀬溪流」と呼ばれ、特別名勝、天然記念物として指定・保護されており、自然を身近に感じられる観光地として高い人気を誇っています。その奥入瀬溪流を始端とする奥入瀬川と支流の河川（以下、奥入瀬川流域）は、自然がもたらす生物の多様性により、人々の生活を支えています。

2 水産振興対策

十和田湖においては、漁業団体によりヒメマスの回帰性を利用した放流事業や、湖の清掃活動が行われています。

また、さまざまな魚種が生息する奥入瀬川流域は、遊漁者による釣りも盛んに行われており、その誘客や水産資源保護の観点から、イワナ・ヤマメ等の稚魚の放流が実施されています。

市では、2 漁協が行う稚魚の放流事業に対して補助を行っています。

(1) 内水面漁業振興対策事業

市では、魚類の生息数を確保することにより、資源管理や遊漁者の誘客、地域活性化効果が期待されることから、奥入瀬川漁業協同組合、十和田湖増殖漁業協同組合が行う放流事業に対し補助します。

○内水面漁業振興対策事業実績

(単位：千円)

漁協名	放流魚種	補助金額
奥入瀬川漁業協同組合	イワナ・ヤマメ等	463
十和田湖増殖漁業協同組合	ヒメマス	136

農林畜産課調べ

○奥入瀬川流域における稚魚の放流尾数実績

(単位：千尾)

年度	奥入瀬川への放流尾数			十和田湖への放流尾数	合計
	イワナ	ヤマメ	アユ等	ヒメマス	
H30	20	183	101	700	1,004
R1	14	68	90	700	872
R2	18	109	90	700	917
R3	16	76	95	700	887
R4	13	79	90	700	882

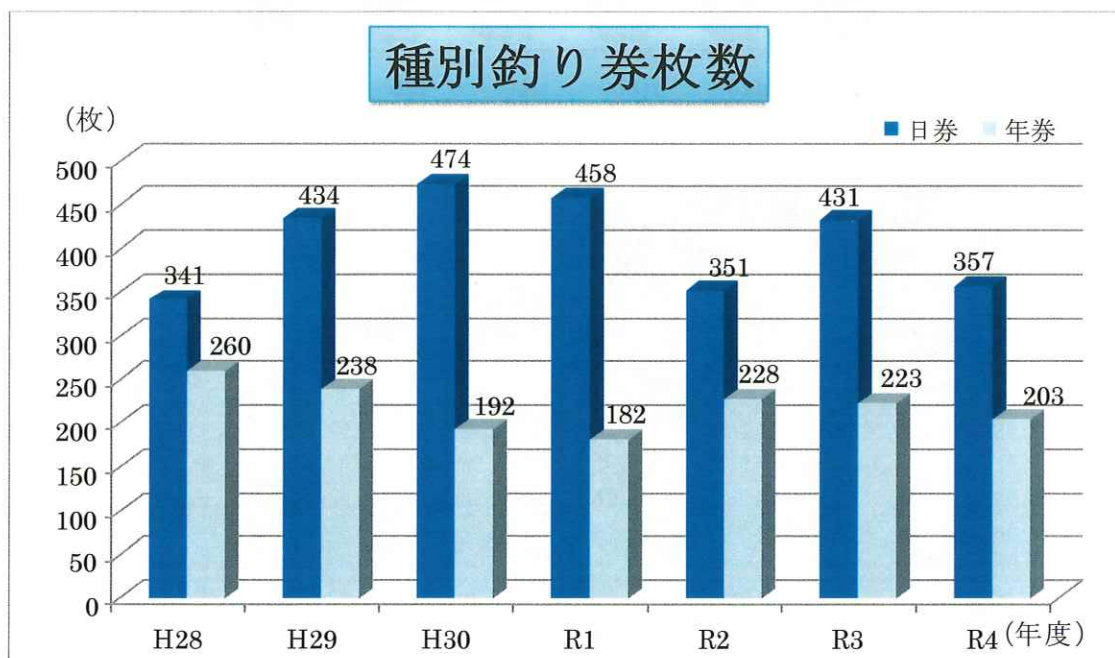
参考：奥入瀬川漁業協同組合調べ

○奥入瀬川における遊漁者数

(単位：人)

年度	奥入瀬川				
	釣り券		サクラマス		鳶沼
	日券	年券	日券	年券	日券
H30	474	192	22	26	19
R1	458	182	43	31	4
R2	351	228	33	44	12
R3	431	223	20	55	10
R4	357	203	20	50	13

参考：奥入瀬川漁業協同組合調べ

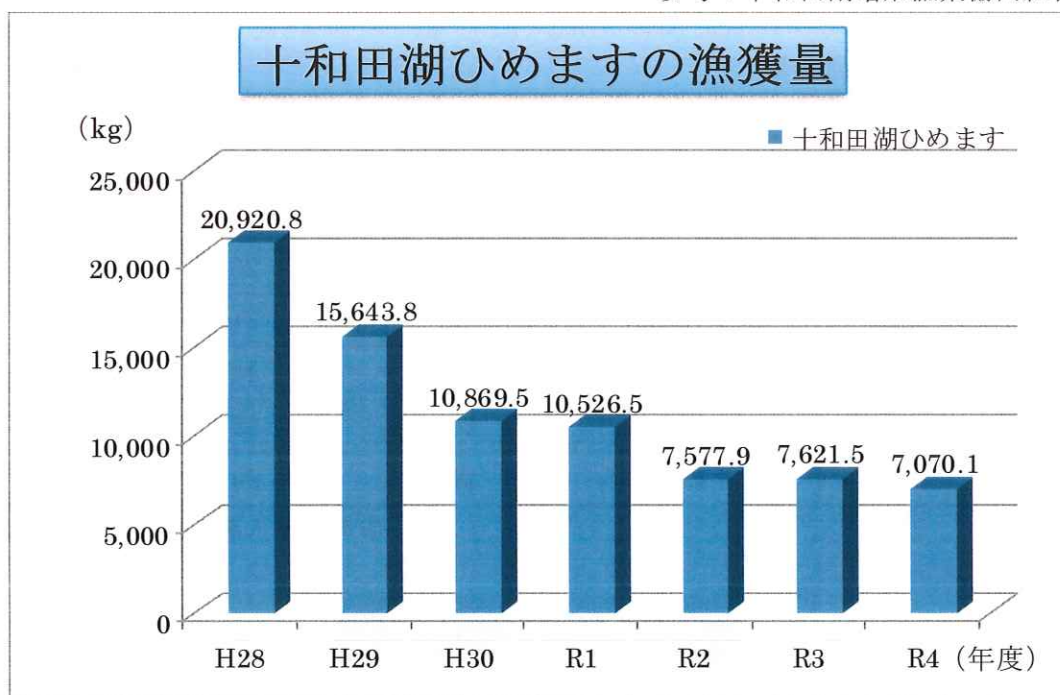


参考：奥入瀬川漁業協同組合調べ

○十和田湖における漁獲量及び遊漁者数

年度	漁獲量 (kg)		遊漁者数 (人)		
	十和田湖 ひめます	ワカサギ	十和田湖ひめます		
			船釣り	岸釣り	合計
H30	10,869.5	63,215.5	1,487	3,263	4,750
R1	10,526.5	9,787.8	1,492	4,019	5,511
R2	7,577.9	20,169.0	1,307	3,220	4,527
R3	7,621.5	5,058.4	1,338	2,470	3,808
R4	7,070.1	10,400.8	1,229	2,274	3,573

参考：十和田湖増殖漁業協同組合調べ



参考：十和田湖増殖漁業協同組合調べ



とわだ産品の販売推進



大学生等ふるさと特産品支援事業の出発式
(開催場所：道の駅とわだ 開催日：令和4年4月25日)

IX とわだ産品の販売推進

当市の農林水産物の品質の良さを知ってもらうとともに、より多くの消費者から評価される産地づくりを推進します。そのため、平成 29 年度に十和田市農畜産物等総合販売推進方針を制定するとともに、第 2 期とわだ産品販売戦略実践プランを策定し、各種事業を展開することとしております。

1 新規販路の開拓

(1) 物産展・商談会出展

物産展や展示商談会を通じ、全国のバイヤーにとわだ産品を売り込み、販路拡大を図ります。

○物産展・商談会出展数実績

(単位：団体)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
出展事業者数	118	89	14	23	47
取引契約に至る事業者数	8	6	1	16	6

とわだ産品販売戦略課調べ

(2) 産地招へい事業

産地招へいを通じ、レストランシェフや首都圏バイヤーにとわだ産品を売り込み、販路拡大を図ります。

○産地招へい事業の参加者実績

(単位：人)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
参加者数	13	15	8	4	8

とわだ産品販売戦略課調べ

(3) 首都圏飲食店等への販路拡大

トップセールスなどにより、積極的な売り込み展開し、とわだ産品の販路拡大を図ります。

○首都圏飲食店等の青果取扱高

(単位：千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
販売額 (栲産直とわだ)	19,850	18,825	18,958	18,189	20,812

とわだ産品販売戦略課調べ

2 とわだ製品の創出・地産地消の推進

(1) 主要な農産物の販売

にんにく・ながいも・ごぼう・ねぎの主要4野菜や十和田湖ひめますなどのブランドイメージを保全強化するとともに、産地間競争力を高め、販売拡大を図ります。

○ブランド化農産物の販売額実績

(単位：千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
農産物販売額 (棚産直とわだ)	250,000	250,000	230,000	210,000	200,000
十和田湖ひめます 販売額	21,000	19,000	14,400	16,050	15,950
ガーリックポーク 販売額	560,000	540,000	590,000	510,000	550,000

とわだ産品販売戦略課調べ

(2) とわだの逸品開発事業

地域の魅力ある1次産品を活用した、こだわりのある商品づくりを推進します。

○とわだの逸品開発事業の実績

(単位：団体、品、千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
活用事業者数	5	8	5	8	7
とわだの逸品 開発数	11	37	15	14	15
販売額	125,990	133,770	156,030	222,850	199,835

とわだ産品販売戦略課調べ



令和4年度 とわだの逸品開発事業お披露目会
(開催場所：サン・ロイヤルとわだ 開催日：令和5年3月23日)

(3) 学校給食への十和田産食材提供

学校給食センターや農業関係団体との連携・協力のもと、学校給食への地元食材の活用を推進します。

○学校給食の十和田・六戸産食材使用品目割合

(単位：%)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
割合	29.7	43.8	44.1	44.4	44.3

とわだ産品販売戦略課調べ

(4) 産地直売施設との連携強化

地産地消の拠点となる産地直売施設と連携強化を図り、販売促進に向けた取組みを推進します。

○道の駅入込客数、販売額実績

(単位：千人、百万円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
道の駅入込客数	861	833	639	587	701
道の駅販売額	563	573	491	431	564

※道の駅とわだ、道の駅奥入瀬の合計数

とわだ産品販売戦略課調べ

(5) 農商工連携・6次産業化促進支援事業

地域の農林水産物を利用した食品開発などによる差別化の図れる価値の高い加工品づくりを推進します。

○商品開発数実績

(単位：品)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
農商工連携商品数	6	25	11	7	9
6次産業化商品数	3	1	1	5	1

とわだ産品販売戦略課調べ

3 情報戦略の展開

(1) インターネットによる情報発信

とわだ産品を広く周知するため、フェイスブック、インスタグラムなどを活用した効果的な情報発信を図ります。

○情報提供件数実績

(単位：件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
フェイスブック 情報提供件数	208	242	203	124	94
インスタグラム 情報提供件数		18	104	65	91

とわだ産品販売戦略課調べ

(2) サンプル食材提供

十和田産食材の情報を提供し、サンプル食材として実際に活用してもらうことで良さを実感してもらい、その後の取引につなげています。

○サンプル食材提供件数実績

(単位：件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
サンプル提供件数	72	92	171	176	167

とわだ産品販売戦略課調べ

(3) 各種イベント参加

観光事業などとの連携により、各種イベントの開催において豊富にとわだ産品を紹介し、販路拡大活動を展開します。

○ イベント参加数実績

(単位：件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
各種イベント参加数	7	11	2	5	16

とわだ産品販売戦略課調べ

(4) 全国メディア露出

テレビ、新聞など多様なマスメディアを活用し、全国的知名度の向上を目指した宣伝活動を行います。

○全国メディアへの露出件数実績

(単位：件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
全国系メディア露出件数	22	23	23	21	24

とわだ産品販売戦略課調べ



グルメフェア発表会

(開催場所：OIRSE BEER Brewery&Restaurant 開催日：令和4年9月29日)

4 グリーンツーリズムの推進

豊かな農文化や農作業体験を生かしたグリーンツーリズムの取組みを推進します。

○農家民泊・農業体験参加者数実績

(単位：人)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
農家民泊・農業体験参加者数	369	386	112	5	279

とわだ産品販売戦略課調べ



青森県立三本木農業恵拓高等学校の生徒による
きみがらスリッパ・デントコーンの種まき
(実施場所：十和田市大字米田字策畑 実施日：令和4年5月23日)

その他の活動



十和田市農林部/おいしい十和田

地域団体



いいね!

Facebook 「十和田市農林部・おいしい十和田」

X その他の活動

1 食と農に関する情報発信

当市の食と農についてもっと知ってもらうため、市ホームページ、facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）にて十和田市産品や農業関連ニュースのほか新規就農者の声、農作業における注意情報などを発信しています。

○十和田市のホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp>



○十和田市農林商工部公式SNSホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp/kanko/tokusan/oishii/oishiitowadasns.html>



○facebook：「十和田市農林部／おいしい十和田」

<https://m.facebook.com/towadasanpinhanbaisenryakuka/>



○Instagram「青森県十和田市農林商工部公式アカウント @oishiitowada」



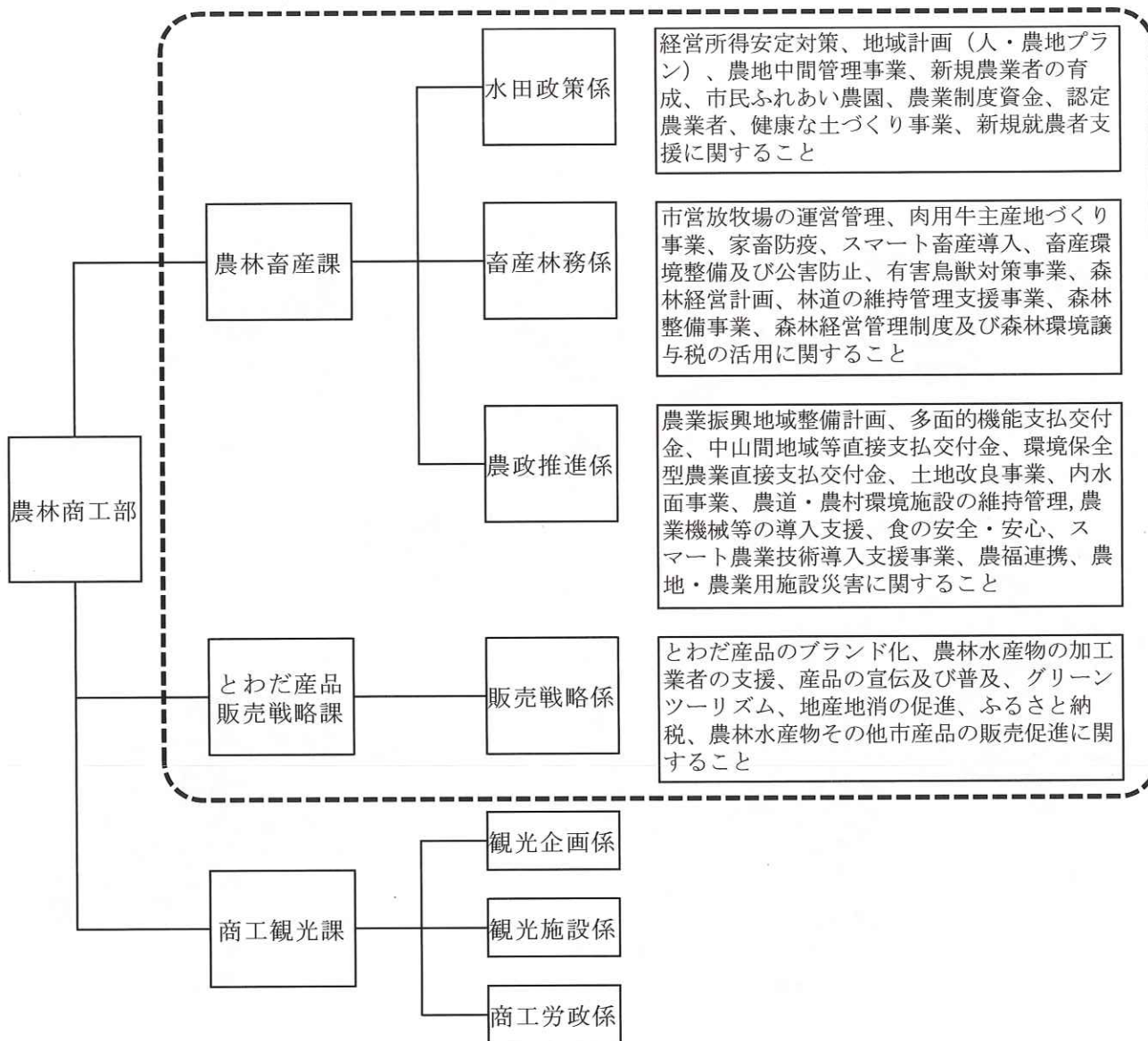
農林商工部の事務分掌



イオンスタイル板橋 青森県フェアトップセールス

X 農林商工部の事務分掌

農林水産業関係



○職員の内訳

農林畜産課			
課長	1人	主事	8人
課長補佐	1人	会計年度任用職員	4人
係長	3人	十和田市地域農業再生協議会職員	7人
推進監	1人		
主査	4人		
		合計	29人

とわだ産品販売戦略課	
課長	1人
課長補佐	1人
係長	1人
主事	4人
会計年度任用職員	1人
合計	8人



六日町のおにぎりの田んぼアート

多面的機能維持支払交付金事業の取組みとして「奥入瀬川沿岸地域保全広域協定」の構成員である「六日町・喜多見町・野崎地域保全隊」が製作しました。

田んぼアートは、地域コミュニティの強化を図ることを目的として、平成26年度から製作しています。

十和田市農林商工部

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

農林畜産課

農政推進係 TEL 0176-51-6736

水田政策係 TEL 0176-51-6742

畜産林務係 TEL 0176-51-6745

とわだ産品販売戦略課

販売戦略係 TEL 0176-51-6743

商工観光課

観光企画係 TEL 0176-51-6771

観光施設係 TEL 0176-51-6772

商工労政係 TEL 0176-51-6773

農林畜産課・とわだ産品販売戦略課 FAX 0176-22-9399

商 工 観 光 課 FAX 0176-22-9799

